國學院大學学術情報リポジトリ

魔女狩りと宗教裁判を巡って(その二)通説の見直しに関する研究：現代訴訟制度の期限に迫る

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-07
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: ラクビビエ, ポール ド
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001661

魔女狩りと宗教裁判を巡って（その二）
通説の見直しに関する研究―現代訴訟制度の起源に迫る

Paul de Lacvivier

論文要旨

本稿起筆目的は魔女狩りと「インクィジション[1]」を根拠なしに結びつける誤解を正すことにある。一般人はもとより、学者も、魔女狩りと「インクィジション」という異質の現象を混同することが多いことに気づいたことが執筆の動機である。そこでフランスにおける先行研究を改めて細かく調べたものが本稿である。

近代訴訟制度の発展においてインクィジションが重要な意味を持つことは明らかである。なぜなら、インクィジションにこそ近代訴訟制度の起源があるからである。また12世紀に起こったローマ法の再発見の延長線上に、教会法上の裁判所として機能したインクィジションの制度が整備され、中世的な世俗権力と教会権力との効果的な協力をもたらしたことが示される。

また、「糾問方式」を中心に、手続き法と裁判制度という観点からも中世のインクィジションは注目すべきであり、公平な審理が担保されていたことが確認できるのである。

～～

前書き

本論の前半を成す『魔女狩りと宗教裁判[2]を巡って（その一）その真相を明らかにし、近代訴訟制度の起源に迫る』（國學院法政論叢　42輯 1-68頁，2021-02）において、筆者は「異端審問」と魔女狩りとは歴史上に因果関係はないことを証明した。また、フランスを中心に最新の研究に基づいて魔女狩りの全貌を総括的に示してみた。

本稿においては、インクィジションについて、法制史という観点からその在り方を再検討することを通じて近代法制史の訴訟制度上にどういった役割を果たしたのかを示すことに努める。筆者は数年にわたり、インクィジションに関する先行研究や史料を見てきた。その結果、一般的に定着してきた「異端審問[3]」という負のイメージと史実の間にどれほど乖離があるか痛切に実感できた。またそれだけではなく、法制史からみるとインクィジションという裁判制度は歴史上にまことに公平であり、慈悲もありながら正義を全うし、機能していたと思えるようになった。

この動向はフランス学界にも著しくみられるようになっており、最新のインクィジション研究で特にみられる。『インクィジションとフランス南部社会、13－14世紀』[4]を参照すると、かつての19世紀末の名著、『中世における異端審問史』[5]（H.C Lea）と打って変わる全貌が見えてくる。異端審問官の勤勉さや生真面目さが確認されて、判決などは公平に下され、無罪者などを処刑したことは一人も確認できないという新鮮な世界が広がっている。それから私の可能な限りで12世紀からの法学復興を活かし、中世インクィジションこそは近代訴訟制度の確立を可能にさせた裁判制度であるという説が示された。驚かれる読者もいるかもしれないが、本稿を読んでいただければ幸いである。紙面が限られているせいで至らないところが多く残ることをご容赦願いつつ、最善を尽くし細かい事例をも入れることに努め、また参照しやすい文献の引用なども入れてみた。

本稿において、「インクィジション」に関する真相に近づけるために歴史上の「多様」なインクィジションを整理して紹介する。その上で、訴訟制度という観点からこれが法制史上にどのような役割を果たしたか示していくことにした[6]。

I. インクィジションに関する暗黒伝説の生成とその真相

インクィジションに対する誤解は久しく、また非常に深刻だと言わざるを得ない。異端審問は暗黒時代だとされている「中世」あるいはカトリッ

ク教会を非難するためによく使われる道具でもある。だが、「異端審問」ほど間違ったことが通説であるかのように言われる課題は少ないだろう。学界における積み重ねられた先行研究を全面的に無視しているかのように世間では異端審問についての暗黒伝説が出来上がっているばかりか、ある種の歪曲された歴史が流布している。違う時代と人物と手柄の混同をはじめ、同じ言葉を使って違う事実を指す不適切さ、情報源の曖昧さ（場合によってその捏造[7]）、それぞれの違う事象の区別の不足、それから当時の肝心要の事情や事実の省略などという操作方法を用いて、インクィジションについて誤魔化すことが非常に多い。このような捏造された歴史の伝統は啓蒙時代から始まり、19世紀に定着して以来、現代に至っている。「魔女狩り」関連でいえば、「異端審問」と結びつける形で、「中世のインクィジションは、魔女狩りの前身であった」という謬説ににとどまらず、「インクィジションまでも魔女狩りを行った」という類いの断言が世に溢れている。しかしながら、本論の前半に確認した通り、「魔女狩り」と「インクィジション」を結びつけるのは誤りであると断言したい[8]。

a. インクィジションという言葉をもって、何を指すのか

インクィジションという言葉といっても、四つの違う事柄を指す。一般的に「異端審問」と訳されてはいるが不適切である。インクィジションとはより広い事実を指している。この四つの事柄を以下に記しておこう。第一は法制度上の裁判における手続き様式を指す。法学上の第一の意味をさておいて、第二から第四までの意味は、地上のカトリック教会[9]における組織内の制度を指し、それぞれ違う時代と違う地域における違う現象を指す。

すなわち、（二）いわゆる13世紀「カタリ派」に関するフランス南部でのカトリック教会での裁判制度、（三）1478年から始まったスペイン王国における「特別国立裁判所」、（四）1542年に設置されたローマ教皇庁内部の一機関としての「検邪聖省」である。

インクィジションについて正確に語るためには、十分にそれぞれの違う組織・時代の区別を明白にしない限り、全体像は見えてこない。

b. 第一　当事者主義（弾劾方式）と糾問主義（職権方式）の単なる法学上の区別としてのインクィジション

まず、インクィジションとは、カトリック教会のみに関するものではなく、単なる法制上の手続き様式を指す。所謂、古代からあったローマ法による「告発方式の訴訟手続き」（当事者自ら告発し証拠などを提出し、裁判官はあくまでも中立的な立場で裁断する）と対照的に、インクィジションとは「訴追方式の訴訟手続き」あるいは「職権方式の訴訟手続き」「捜査方式の訴訟手続き」、つまり「捜査」を基盤にした手続きである。近代風に定着されている用語でいうと「糾問訴訟・職権訴訟」というのがインクィジションの一つ目の意味である（インクィジションという言葉は「捜査」という意味である）。「糾問方式の訴訟」は、法治国家の誇りとその進歩を象徴する英知だといわれるほど有名であり、公正のため、効果的な訴訟方式であると評価されている。かかる「糾問方式の訴訟」は、カトリック教会が歴史上にはじめて徹底的に実施して、歴史上に初めてカトリック教会が糾問方式の訴訟を実際に運用したのであり、人類史において、現代もふくめて大変な誇りとされている法治国家の基礎たる裁判法制を効率化させた訴訟手続きがインクィジション[10]にあるといえよう[11]。歴史上にはじめて、「神判」、それから「和解上の解決（大体、当事者の間の金銭の取引、あるいは裁判官あるいは第三者の仲介者の裁量に当事者が任せての和解もあった）」[12]などが衰退していく時代であり、また耳削ぎのような肉刑も著しい衰退を見せた時代でもあった[13]。

詳しく言うと、古代ローマ法によると、「弾劾方式の訴訟」という「当事者主義」しか認められなかった。というのは、告訴しなければ、裁判などは始まらないのであり（Nemo iudex sine actore あるいはゲルマン法研究でもよくある法諺、Ohne Kläger, kein richter）、告訴する方こそが、

被告の罪を証明する必要があった[14]。そして、もしも告訴側が被告の罪を証明できずに裁判が終了した場合、告訴側は厳しく罰せられることになるとされていた[15]。当然のことながら、これほど厳しい条件なのだから、そもそも告訴するのは稀であった。そのため、訴訟制度の欠如を埋めるかのように、個人による復讐・仇討ちなども少なくはなかった。また民間上の和解などの制度によって何とか平和が保たれていた[16]。

これに対して、「糾問訴訟」は、訴訟開始の主導権が司法官（職権）に預けられ、また「同罪刑法」のリスクを負わないで当事者が起訴できるような仕組みとなっており、十分な証拠はなくても、捜査（インクィジション）を行うことによって、真実を明らかにしていけるという手続き法である。証言者の探索とか、討論弁護会とか、いわゆる、国民一人一人のための訴訟の公正（公平あるいは衡平）を効率化させる制度とされている。これは現在、法治国家の基礎を成している「糾問訴訟」と位置付けられている。それぞれの当事者の権利を保障しつつ、復讐による「裁判方式」をなくす効果の他、国家における秩序（安泰）の保護を確立する訴訟手続きとされており[17]、または、有力者であるにもかかわらず訴訟の対象（被告）になりうる[18]とされる。有力者で人脈や力があっても訴追されることが可能であるので、公平を促すために必要な司法官の自発性および積極性を喚起する良い制度となっている。かかる制度を歴史上初めて体系化し、整備し、効率に設けたのはカトリック教会であった[19]。つまり、現代、法治国家の基礎とされている基盤となった誇らしき手続き法はカトリック教会が初めて整備した制度であったわけであり、そして世俗国家はカトリック教会に倣って糾問訴訟を導入したことになる。具体的には、カトリック教会が以下の第二～第四の「インクィジション」という裁判制度を通じて糾問訴訟を実施したものであった[20]。

第二　中世期における特別捜査教権属裁判所としてのインクィジション（いわゆる狭義の異端審問）

インクィジションの出発点は、カタリ派[21]という異端を平定するために設けられた「特別捜査教権属裁判所[22]」という裁判制度だった。カタリ派について簡単に説明しておこう。古代にあった異端の二元主義[23]を復活させる深刻な異端[24]であり[25]、12世紀後半から[26]トゥールーズ地域[27]をはじめ諸地域で、カタリ派が組織化[28]され[29]、エリート階級（聖職者と貴族）[30]の間にまで流行した[31]。カタリ派に関する神話は現代の世間ではかなり根を下ろしており、カタリ派のイメージは何か「支配に抵抗する優しい抵抗者」として描かれていることが少なくない[32]。しかしながら、このイメージには根拠がなく、実際のカタリ派とは無縁といってもよいほど異なる。カタリ派の教えは、非物質的なことを善として、精神と霊魂を絶対化するあまりに、物質を悪として体と肉体は悪魔による技だとし、肉体を悪と考える異端である[33]。カタリ派は人類が「完璧者あるいは完徳者あるいは完全者」とけがれた者との二つのグループに分けられているとされているという迷信でもある[34]。完全者（カタリ派の正式会員のこと、カトリック教会の叙階制度を模倣したエリート階級）になると結婚も禁止され、食べること自体をも悪とされ（極端な例として餓死した例もある[35]）、そして、秘密組織であったので、カタリ派の異端者は[36]基本的に秘密に地下社会に潜って、当時の社会秩序を根本的に覆す危険性[37]を含んでいたとされる[38]。1119年から1215年にわたる長い間に、カトリック教会は七回ほど、公会議を通じて、かかる異端を正式に咎めるが、現場の聖職者は目を瞑って、領地に住む者の親戚に異端者が多くいたことからだれも動かなかった。そのようにして、少しずつ異端が広まってきた[39]。トゥールーズ公爵がその異端の浸透を止めることを公然と誓約するが、その約束を果たさないままに状況は悪化し深刻化していく。そこで1205年に、（1216年に教皇に正式に承認された【正式名称は「説教者修道会」】）ドミニコ会を創設した聖ドミニコ[40]が、異端の地域を巡り始めて、異端者の回心を説教によって求めて、部分的な

成果を得た。つまり、聖ドミニコは討論を通じながら、異端者の回心を求めたのである。当時の宗教社会においては、本物の回心ではない限り、救霊に繋がらないとして、強制的に改宗させるなどはしなかった[41]。それは論外のことであったのである[42]。その時はインクィジションがまだ存在していない。1208年に、現地でレイモンド6世伯爵の仲間によって教皇の特使が殺された事件が起こった。これはその後のフランス国王によるアルビジョワ十字軍の出発点になるが、関連してはいるものの、厳密にいうと本稿の目的とは違う課題なので、詳しくは触れないことにする[43]。

さて次に、1213年、インノケンティウス3世が、異端を糺すためにどうすればよいか考える。単なる噂や先入観だとしても、異端を平定しないわけにはいかないということを教皇が訴えて、さらには十分な捜査（ラテン語で inquisitio）の必要性を訴え、1215年のラテラン公会議は、異端に関する捜査権を司教に与える[44]。続いて、1229年（アルビジョワ十字軍の収束の時期）のトゥールーズ公会議が、異端罪に関しては、如何なる世俗裁判でも直接に裁いてはならない旨を示し、教権所属裁判による事前の判決がなければ、世俗裁判が判決を出す権限がないということを教会が明白にした。なぜなら、異端の平定といっても、畢竟、カトリック教会が、霊魂の救いを求めて迷った霊魂を守り救うものであるとして、世俗裁判による独善的あるいは政治的な判決を回避するためには、「教権属裁判所[45]の事前判決」といった条件を付ける必要があったからである。それは、世俗裁判の暴走を止めることに成功したし、異端者の養護をも可能にした。

そして、正式に、「特別捜査教権属裁判所」というインクィジション裁判（いわゆる異端審問）を設立した勅令があった。1231年[46]をもって教皇が発布した「エクスコムニカームス」の勅令である[47]。司教が捜査権を持ったままなのだが、捜査陣として、神学上、権威を持ちながら、信用できる良い仲介者として評価されていた「托鉢修道会士」に捜査の独占権を委譲し、托鉢修道者でなければ、かかる捜査権を持たないので、托鉢修道者以外はかかる捜査を行うことはできないというものであった[48]。つまり、フ

ランシスコ会とドミニコ会がその中心の修道会となる。それ以降、欧州全域に中世インクィジションが盛んになっていく[49]。

以上に見るとおり、インクィジションはいきなり出来上がった制度ではなかった。その目的は異端者の真なる回心を求めて、教会の托鉢修道者に捜査権を独占的に与えることによって、そして世俗裁判で裁かれる場合には教権裁判の判決が必要だという条件を設定することによって、異端者を不正な暴動などからも、世俗裁判からの独善めいた判決からも、これらの告訴された人々を守るためであった[50]。同時に、秩序の安泰を脅かす異端者の弾圧は少ない弊害で済まされた。だからこそ、最終的に、異端平定による裁判判決の死刑は少なかったという事実がある[51]。なぜなら、教権の裁判の第一の役割は罰するのではなく、受洗者の改悛を求めることにあったことも先行研究によって改めて明らかにされた[52]。

もう少し詳しく、中世期の「特別捜査教権属裁判所」というインクィジション裁判の具体的な手続き上の流れを紹介しておこう（スペインのインクィジションでの手続き法の全貌を知るため、付属資料を参照）。捜査官（インクィジター・いわゆる判事、一般的に異端審問官）は教皇によって直接に送られた特使であり、現場の司教からも（司教の役割は捜査者の使命を助けることに留まる）、現地の領主からも、国王からも完全に独立するので、それらの干渉は許されていない（そのことにより現地での派閥争いから中立を保てるほか、外部から派遣されているので、より客観的に仲介者の立場でいられるということが保証された。現地の権力者の保護がある場合にも、異端者を訴追するためでもあった[53]）。異端者回心や説教活動に長い時間と経験を積み重ね、托鉢と清貧の経験を積み重ねてきた、十分な神学知識と、均衡的な精神・心理を有する捜査官（主にドミニコ会士とフランシスコ会士）の下に、教権裁判所が展開していく[54]。何人かの異常な捜査官も確かに存在したが（例えばRobert Le Bougreとか）、その数は少なく、例外であったという事実を見ても、どれほど公平な裁判所であったか理解できる。なぜなら、このような例外な暴挙に出る捜査官が出

たとしても、いずれかのときに、教皇によって停職が宣言されて、その者は終身禁固刑に処せされた。つまり、このようなたちの悪い捜査官は、全くカトリック教会に承認されていなかったどころか、厳しく咎められたということになる[55]。それは手続き法などもまだまだ完全に確立していなかった初期の事例が多い。

捜査の過程は独善的ではなく、逆に手続き通りでなければならなかった。考えにくいほど、生真面目で手続き通りであった[56]。まず、捜査官が、ある場所に一時的という条件付けのもとに、現地の司教に要求される時にだけ派遣される[57]。いわゆる、勝手にきて無断で裁くのではなかったのである。

第一に、目的地に着いた時に、捜査官がまず住人たちの前に「総体説教」を行った[58]。その内容が基本的な要理を改めて説明した上に、異端による教えの誤謬命題を明確に並べて示しておく（つまり、何が問われるか事前に明らかにされて決まっている）。その上で、その場で法令を二つ発布する。第一は「信仰令（édit de foi）」といって、信仰者に向けて（つまり受洗者に向けて）、異端者とその協力者の告発を求めて、異端者を知りながら告発しなかった場合、破門罰にかかるという強圧的な法令である。この異端の告発というのは、「教会に反する有形的な異端的行為」しか裁判の対象とならないということを事前に保証して、なにが問われるか明らかにされている。従って、いわゆる「思想弾劾」のようなものではなく、有形的な形で、異端的な行為をしたときに、裁判所にかかることであった（Cogitationis poenam nemo patitur・いかなる者も、思想のために罰されることはできない）。つまり、思想迫害とはいえない[59]。言いかえると、秩序を乱さないのなら、起訴されることはそもそもなかった。これこそが「異端罪」を理解するための鍵である。聖トマス・アクィナスの神学大全を参照しても[60]異端罪は信仰上でいうと、社会上の「偽金づくり」と類似していると説明している。つまり、異端罪は社会を揺らしうる「大逆罪」の類いとして認識された（インノケンティウス3世の1199年のヴェルゲンティス・イン・セニウム［Vergentis in senium］以来）。同時にインノケ

ンティウス3世は手続き法をも確立して、効果のある証拠制を確立した[61]。

加えて、聖トマス・アクィナスの異端者に関する項に関して特筆すべき点がある。異端者は「偽金づくり」の罪より深刻であるとして、「偽金づくり犯罪」は死刑に値することから、異端罪も死刑に値すると明記する。しかしながら、聖トマス・アクィナスはつぎのことを追加する。それでも、教会はどうしても異端者を救うべきだとして、そのために、あらゆる手段をつくさなければならない。具体的にいうと、異端者は悔い改めて、異端を捨てる機会を最低、二度与えるべきだとしている。二度とも悔い改めることはなければ、やむを得ないので被告人を世俗裁判[62]に委ねざるを得ないと聖トマス・アクィナスが説明している。現代でいうとこの異端罪は「テロ罪[63]」あるいは「ドイツにおける反民主主義を積極的に進める政党の解体可能（連合基本法によって保障される）」のようなことと似ているかもしれない[64]。要するに、中世期に戻ると、客観的な事実あっての起訴であって主観的に決めつけれらるような「政治犯」ではなかった（In criminalibus debent esse probatione luce meridiana clariores – 犯罰の場合、正午の日差しよりも明白な証拠が必要である）[65]。

第二は、「恩赦の法令（décrêt de grâce）」が発布されているということである。異端者が告発されてもあるいは自発的に異端者が告白に来たら、「赦しの法令」の発表の日より、15日から30日間[66]、被告者あるいは異端者による「異端の撤回、それから自発的な自白」が可能とされている期間となっていた。つまりその期間中、被告者あるいは異端者が異端説を撤回するのなら、裁判にはならなくて、これきりにて赦された[67]。宗教上の償いで（祈祷、巡礼、ミサに参列するなど）終わった[68]。

被告人が撤回しなかった場合、いよいよ教権属裁判の訴追の対象となり得る。また赦しの期間は密告や情報収集のためにも利用されていた。被告人は弁明のために証言者を呼ぶ権利があるし、裁判官を忌避することもできるし、また、まれではあったものの、教皇への上訴も認められていた[69]。ほとんどの場合は、裁判審理の期間に被告人は拘留されなかった[70]。被告

人は弁護士を要求することもできたし、聖職者と非聖職者からなる陪審員の意見も備えられたし、復讐を避けるために告発者の正体こそ基本的に公開されていないことになっていたが[71]、陪席判事だけには告発者の正体を知らせる義務があって、それは彼らが告発した人の証言の信憑性を確認させるためであった[72]。

そして、被告人が、自分の罪が証明されたとしても、自分の罪を否定し続けるのなら、取り調べられることになった。基本的に、異端が対象となっているので、自白が求められることになっていた。なぜなら、有罪という判決を出すためには、確定的な証拠となる自白が必要とされていたからである[73]。なぜなら、無罪者を処刑するぐらいなら、有罪者を間違って解放した方が良いとされていたからであった（In dubio, pro reo　疑いのある場合には、被告人の有利に（判断されるべきである）/Latius est impunitum relinqui facinus nocentis quam innocentem damnari　無罪者を罰するくらいなら、悪行者の悪行を罰さないままにした方がよい）。

そして異端罪が成立するためには、意図的に異端行為をやったことを証明する告白が必要であった。告白を得るためには、方法として三つ認められていた。拘留延長・飲食剥奪・拷問であった。拷問に関しては、教会がずっと反対していた。886年に、教皇、ニコラウス1世が被告人の自発的な告白を得なければならないとする勅令を出したので、拷問を使ってはダメと勅諭されて、12世紀のグラティアヌス教令集（Decretum Gratiani）は、さらに拷問禁止を改めて定めた。しかしながら、13世紀になって、古代ローマ法のルネサンス（復興）を機に教会法上、1252年に、拷問は許可された[74]。厳密に言うと、拷問と異端審問は無縁である。異端審問の設立は拷問の条件付きの許可より前であるからである。またインクィジションへの拷問の導入は世俗裁判での慣行からの影響に過ぎない。世俗裁判において拷問は復活されているが、世俗裁判による拷問に比べたら、教権属の裁判所における拷問は非常に制限されていた。拷問される被告人は、傷痍と死を及ぼす拷問が厳禁であり、現場の司教の許可なしの拷問は禁止されており（異

端審問官が独断で拷問にかけることができないということになる[75])、そして、拷問下に仮に告白を得たとしても、もう一度、最低三日後の正式な審理の際、拷問なしに、自由に告白を得なければならないという三つの条件があった[76]。つまり、拷問が世俗裁判では普通であった当時にしては、教会属の裁判所では相当制限されていたことになる[77]。また異端審問官、神学者、法学者全員は拷問をあまり好まない（効果は乏しいから）[78]。そして、有罪だと認められても、教権属の裁判官が、死刑という判決を言い渡すことなどは全く不可能であった[79]。死刑にいたるような事情があった時には、教権属の裁判は世俗裁判所に事件を移して、新しい裁判が行われた結果、世俗裁判が死刑判決を言い渡していた（頑迷に異端罪に己が身を置き続けた異端者であった場合は、ほとんど、世俗裁判は自動的に死刑判決を言い渡していた[80]）。

これを見る限り、独善的、恣意的なところが何処にあるだろうか[81]。実際の裁判の判決と裁判記録を見ても、以上の温かな態度は確認できる[82]。

つまり、死刑[83]は非常に稀であって、大体の場合、つまり告白を得た場合、「後悔の旨」を被告人から得た時に、宗教的な罰にとどまったことになる（祈祷の朗唱、ある儀式への出席、小斎大斎、僅かな献金、近くにある聖域に巡礼といった宗教上の罰）。もう少し重い罰というと、ローマか遠い聖地への巡礼することが要請されて、あるいは一定期間指定された服と徽章をまとう「屈辱刑」もあった（13世紀になると屈辱刑はなくなって罰金刑に変わっていく）、最悪の場合は禁固刑[84]であった[85]。その場合でも、喪中・病気・宗教行事を理由に、解放されるのが常であった[86]。

死刑は稀であった。例えば、一番活発で有名な捜査官のベルナール・ギー[87]は、1308年～1323年の間に活躍したときは（インクィジションの一番活発な時期であったが）、15年間で、全部で930ぐらいの判決が言い渡された。その内、139人が無罪放免・286人が宗教上の軽い罰・307人が禁固・156人死刑ではない他の刑・死刑は42人に留まる[88]。他の個別研究を見ても、それぞれの地方において死刑判決が少ないことが判明している[89]。また、このような数字は裁判

に至った案件だけを検討したものであるということ、従って、それより多くの場合は裁判に至らず、裁判開始になる前、異端者の撤回によって終わっていたケースも忘れてはならない。また、このような「糾問訴訟」のお陰で、身分の高い貴族[90]や聖職者[91]なども裁判にかけられていた。つまり、インクィジションによって、身分を問わず起訴されることはあった[92]。つまり、社会身分を利用して、自分の身を守ることはできないということなので、より公平な訴訟であったと言えよう[93]。そして、フランス南部におけるそれぞれの個別研究を見ても、多くの場合厳しい判決は名士を対象にしている（なぜなら、社会上の大きな責任をもち、また影響力を持っているゆえに、その責任は重くてその罪は重かったからである。）

以上で、インクィジションが公正さに配慮したものであったことを理解いただけたと思う。そしてもう一つ断っておかなければならない点がある。インクィジションは異端を対象にする裁判であったので、無論、異教徒はその対象外であったということである。つまり、インクィジションは、ユダヤ教をはじめとする異教徒の一人も起訴しなかったというのはいうまでもない[94]。それはあくまでも教会内、つまり受洗者同士の問題であって、つまり洗礼を受けて「教会という社会」に入った以上、世俗社会上の大逆罪に相当する異端罪に対する措置であった。

以上のとおり、インクィジションの実情としては、13世紀末から14世紀前半になると、異端が消えたため審問は消え、制度も消滅したことがわかる。中世後期及び魔女狩りの場合は、世俗当局の裁判によるものであり、教会とは無縁であった。聖職者が裁判官として世俗裁判に参加しうるとしても、教会の位階組織から離れて、現場の権力者に従属することを意味したことを思い出さなければならない。あるいは教権裁判所という位置づけでありながら、世俗権力の政治影響下にあって、不正な裁判となり、後に教会によって無効だと決められたものもある。この意味で典型的な例は、ジャンヌ・ダルク裁判であろう。

第三　スペインのインクィジション[95]

スペインのインクィジションは、以上の13世紀の第二の「特別捜査教権属裁判所」という狭義の異端審問とは異なっている。スペインのインクィジションは1478年に始まる[96]。しかし、スペインの事例は、中世の、他地域のインクィジションとは別個に検討する必要があるだろう[97]。ただし、手続法上も運用上も中世インクィジションの延長線上にある。その主な違いは次の通りである。スペインのインクィジションの場合は「通常の官僚的な裁判所」となり、王制の一環となって、信仰案件以外にも多くの他の案件をより取り扱うようになったということである。また、インクィジションは全国に[98]16か所[99]おかれるようになった中、常時の上訴院（Suprema）もできて重刑（死刑を含む）になると、自動的に上訴されることになっていた。そして現場の異端審問官への臨検も設けられて、乱用などは実際に罰せられていた[100]。

なぜなら、スペインのインクィジションは、あえて意訳してみると「特別国立裁判所」であり、教権属裁判所ではなかったのである。1478年というと、いまだ1492年のレコンキスタの終結並びにユダヤ教徒の追放政令以前であり[101]、まだ統一スペイン王国となっておらず、当時の敬虔なカトリック・イサベル王妃（カスティーリャ）とフェルナンド王（アラゴン）は婚姻した暁にカスティーリャ王国とアラゴン王国がスペイン統一への歩みをすすめる時期であった[102]。そして、久しく、多くの旧ユダヤ教徒や旧イスラム教徒は、中世の間に、カトリック教会に回心してゆき、洗礼を授かってきたが、15世紀後半になると、国民の間には彼ら旧異教徒についての、棄教の疑いが広まるようになってきた。秩序に対しても、いよいよ纏まった国の信仰統一に対しても脅威だと判断されたので、スペインの王・王妃が、1478年、以上の特別国立裁判所の設立の許可を教皇へ申請して、「Exigit sincerae devotionis」をもって教皇がそれを許可した[103]。特別国立裁判所の目的は何であったのか。カトリック信徒となった異教徒が、旧異教の教えを隠しながら引き続き帰依し、まだ異教の儀礼を続けるという容疑に対

して捜査を行う特別裁判所だった。また、それらの異教に戻ったカトリック信徒の真なる回心を求める裁判所であったと同時に、社会秩序の安泰を図るというものであった。より厳密にいうと、受洗者の信仰の正当性（教義に合うかどうか）を確認することこそがスペインのインクィジションの使命であった。このように、ナポレオン戦争期明けまで、つまり19世紀（1830年ごろ）まで、特別国立裁判所というスペインのインクィジションが存続した。

これらについて、いくつかの点を指摘する必要がある。スペインのインクィジションは教権属の裁判所ではなくて、世俗裁判であるので、教会が運用するのではなくて、王権が運用する裁判所であった。場所と空間からいうと、スペインの特別な事情と状況に即して意味を成す制度であるので、他の国には存在しなかった裁判所である。被告人は、異教徒ではなくて、受洗者に限っての話であった。なぜなら、当時のスペインは、反ユダヤ主義であったと時々に言われるが、それは誤った見解であり、あえて言えば、反ユダヤ「教」主義といった方がふさわしい表現であると思われる。つまり、ユダヤ人は問題外であり、問題はユダヤ教的なキリスト教徒に対する懸念であった。なぜなら、回心したと見せかけるものの、実は、ユダヤ教徒のまま・イスラム教徒のままで、当時の社会から見ると警戒すべき事柄であった。彼らは洗礼という秘跡を受けた以上、キリスト教徒となっているので、また教会の一員となっているので教会には彼らの救霊に対する義務があるとされる。だから、教会も国王も託されたキリスト教徒の霊魂を劫罰の危険にさらしたまま放置するわけにはいかないことになっていた（教権にはもとよりのこと、王権にも責任があることになっていた）。また他の一般の受洗者へも不道徳あるいは棄教を促しかねない悪い模範になるという恐れがあったことに加えて、社会の基礎である信仰を揺るがすことによって、社会への破壊力という懸念から生まれた裁判所でもあった[104]。当時の社会にして[105]、スペインに限らずに、イスラム教圏でもどこでもそうであったわけであるが、同じ信仰の教徒間の秩序を保つ努力であったこ

とに過ぎないとさえいえる[106]。現代社会では想像しにくいであろうが、当時の欧州の世界では信仰こそが社会の安泰の不可欠の条件であったとの前提があるということを念頭に置かないかぎり、当時の社会を理解することは不可能となる。

かかる特別国立裁判の具体的な有様は、どうであっただろうか。最初、特別裁判は1480年に機能し始める。だが、裁判の数は教皇が想定していたより多くなった結果、教皇は1478年の勅書を一旦撤回した。そして1483年に改めてその特別裁判を教皇が許可するに当たって、条件として、整備された手続きをスペイン国王に要求したのである。

そのような訳で、インクィジターや判事たちは、聖職者であるという条件に加えて、国家により司法官として任命されていた。彼らは司法官として、国家に依拠する（つまり、教会には責任を負わせない）が、現地の司教に対する、業務上の報告義務が生じるとされていた。告訴の場合（当事者主義、弾劾方式）、匿名告訴は禁止されていたが、起訴の場合（糾問方式）は手続きの非公開という原則[107]があった。死刑という判決になった場合、ローマ裁判所に上訴する権利が被告人にあった。大捜査官（Inquisidor General、所謂、スペインのインクィジションを司る者、一般は「大異端審問官」と訳す）は国王によって任命されるが、教皇の同意が必要であった。繰り返しになるが、要するに、かかる特別国立裁判はあくまでも、国家の機関の一つであって、裁判官たちは聖職者でありながら、裁判官として活動する際、国家役人扱いであった。裁判自体の手続き様式は、中世期のインクィジションの手続き様式をほぼそのまま踏襲するものであり、起訴された時に、被告人の権利が保障された[108]。

以下の点に注目したい。すなわち、近代期になってから、他の欧州の国々が、宗教戦争に陥っていく。だが、それぞれの国々の中で魔女狩りが生じた地域では、現地の裁判所などが、教会と国王の権威を無視して、（大衆に煽られること少なくなく）勝手に独善的に死刑の判決を言い渡していた状況であった。一方、スペインでは、裁判官が聖職者であったことにより、

つまり多くは生真面目な裁判官であったことにより、そして、一応司教や上訴権により、また、スペインの国王の権威が強かったことにより、教会がその特別裁判の乱用を最低限にとどめることに成功した。下層司法官の暴走や大衆的リンチを何とかコントロールできたし、それからスペインは教会の協力を得ながら、やむを得ない状態に対して、一番穏やかな対策を組んだといえる。

結果として、スペインでは宗教戦争はなかった[109]。徹底的な研究はいまだになされていないが、Pierre Chaunu によれば、3世紀の間に、1万人から1万2千人くらいが[110]インクィジションによって死刑の判決となった[111]。しかも、18世紀に入ると、死刑の案件数は激減する[112]。他の欧州の国々では、宗教戦争になり、40年間ぐらいの間に、5万人前後の死刑が執された。それに比べたら[113]、かなり少ないと言える。しかも、効果として、スペインの秩序と統一は保たれて、宗教戦争も回避できたし（もし、裁判による死刑判決だけではなく、宗教戦争による犠牲者の数をも考慮するのなら、スペインではフランス王国をはじめほかの地域に比べたら数少ない犠牲者であったと認めざるを得ない）。

また、スペインでは、当時の16・17世紀などは、宗教・文化・科学などの広い分野にわたって、盛んな時代が始まるが、聖人・探検家・科学者・文芸人などスペインから輩出していった大勢の人をみると、インクィジションによって、暗黒な時代を作ったということは到底できない主張である。むしろ、記録・資料・手続きを好んだスペインのインクィジションの生真面目さにより、当時の社会を知るための多くの資料が残された[114]。スペインの歴史家ならば当然のようにインクィジションによる史料などは重要であって[115]、かつ正確な史料であると評価され、信頼できる史料源だとされている[116]。

スペインにおける暗黒のインクィジションという歴史像は[117]、啓蒙思想時代から19世紀にわたって作り上げられたもので、事実を反映しているとは言い難い。さらに言えば、スペインのインクィジションは1483年から

1834年まで続いた組織であり、「暗黒の伝説」の通り、言われるほどひどい制度であったならば、このような制度がスペイン国民によって支持され、これほど長く続くことはあり得ることだろうか[118]。

しかも、先行研究を見る限り、スペインのインクィジションは非常に公正であり、公平であったことが[119]分かる[120]。また非常に客観的な訴訟であり、告訴された容疑者たちも根拠あっての告訴であったと認めざるを得ない、と研究家たちは結論づけている[121]。

第四　ローマのインクィジション

ローマのインクジションは裁判所ではないので、第二と第三の制度とは無関係であるものの、同じく「インクィジション」と呼ばれるので、これを手短に紹介しておこう。カトリック教会における現代の「教理省」の前身を指す。1542年から1908年まで「検邪聖省（Congregatio Romanae et universalis Inquisitionis）」といって、教義の啓示に照らして、何が異端なのかを明らかにする教会組織内の機関であった。いいかえると信仰の中身である教義・信条の継続性を保障して、信仰という「宝」を守る使命を持つ教皇がその使命を果たすための主な機関であった。なぜ検邪（つまり、インクィジション）と呼ばれていたかというと、その語源に沿って、何が信仰の一部であるか、異端になるかならないか、「調査する」の意味から来た名称であったからである[122]。

最後にスペインのインクィジションに関するヨゼフ・ド・メーストルというフランス革命期の教養人の文章に譲ろう。彼は反革命思想の創立者とされてはいるが、フランス版のバークであると言えよう。スペインのインクィジションについての書物において、スペインのインクィジションは暗黒伝説と違うことを訴えるのだが、彼が述べる事柄などはその後の研究によって証明されたので、意外にも興味深い書物である。

「インクィジションは、本質的に良く、優しく保守なる制度である。な

ぜなら、歴史に照らしてカトリック教会による制度は皆そうであるように、インクィジション制度もそうであった。ローマにおいてであれ、カトリック公教会が司る地域においてどこであれ、この事実を確認できる。しかしながら、国の権力がかかったとき、国家が制度に手を出したとき、国の安保のためにその制度をより厳しく運用する必要があると国家が判断したときに、カトリック教会はその責任を負わない。」[123]

結び

以上に見た通り、インクィジションの真相は、いかに一般に流行しているイメージと違うものであるかが理解していただけただろう。一色ではなくして、それぞれの時代と場所によって、インクィジションの特徴は異なるものの、カトリック教会が最初に運用した「糾問方式の訴訟」という訴訟手続きを基盤にすることに共通点がある。また教会の介入度で多少変わるものの、当時の世俗裁判基準に照らして全体的に公平で寛大な制度であったことも確認できた。それぞれのインクィジションを区別する必要がある上に、それぞれの状況と時代背景をも語らずして説明できない諸制度であることもみた。全体としてインクィジションの諸制度は一般的に良く運用されており、非常に文明的な制度であり、公平さと公正さを担保できた制度であるといえよう。またその運用と法理は近代訴訟制度の手続き法の基盤を歴史上にはじめて実現したことも明らかである。現代から見ても、現代人にとって不可解となった「異端罪」は当時の社会では、当然のことであったが、問題意識への理解の不足があるゆえに、また時代錯誤があるゆえに、多くの誤解が生じたと思われる。

堀米庸三著の『正統と異端』（中公文庫）に次の感想がある。「このような特徴を備えた宗教と政治の緊張関係を背景として展開された、ヨーロッパ中世における正統と異端の抗争は、これまた他のいかなる歴史にも見いだされない深刻なものであった。その結果それは、宗教と政治の対立が直

接性を失う宗教戦争ののちまで、ヨーロッパ人の精神的形成に大きい底流として働きつづけることになったのである。現代世界におけるイデオロギーの問題は、そこで繰り返しみられる正統と異端の問題についても、中世ヨーロッパの同じ問題は、単なる先例としてではなく、一つの必然的な歴史的前提として関係していると言わねばならない」(3頁)

果たしてそうであるだろうか。以上のように多くの著者は何となく異端審問において西洋の特徴を感じてはいて、それを近代以降の全体主義と結びつける傾向がみられる。

このように、近代以降に現れた革命思想やイデオロギーと「異端と正統」との問題について、法制史という観点からさらに次の論文に譲って検討することにする。本論（一・二）を踏まえて、フランス革命期の革命裁判との比較を行いながら、「異端と正統」という問題を再検討した上で、法制史、訴訟制度の観点から近代以降の全体主義[124]との関係へと検討を進めていきたい[125]。

参考文献

日本における先行研究

—森嶋恒雄、『魔女狩り』、岩波新書、1982年（第22刷）
—牟田和男、『魔女裁判』、吉川弘文館、2000年
—『思想・魔女研究の新潮流』、岩波書店、2018年1125号
—上山安敏、『魔女とキリスト教』、講談社学術文庫、2018年
—上山安敏共著『魔女狩りと悪魔学』、人文書院、1997年
—小林繁子、『近世ドイツの魔女裁判』、ミネルヴァ書房、2015年
—堀米庸三、『正統と異端』、中公文庫、2020年（復版）
—甚野尚志、『中世の異端者たち』、山川出版社、2017年（第11刷）
—渡邊昌美、『異端審問』、講談社現代新書、1996年
—ミシュレ（篠田浩一郎訳）、『魔女（上下）』、岩波文庫、1989年

―ギーとジャン・テスタス（安斎和雄訳）、『異端審問』、白水社、2011年
―ミシェル・ロケベール（武藤剛史訳）、『異端　カタリ派の歴史』、講談社選書、2016年
―前田星、『魔女裁判と学識法曹』、法制史研究、70、2020年
―小田内隆、『「カタリ派教会」像の再検討』、立命館文学、669、98-117、2020年

書籍

―論文集、Inquisition et société en pays d'oc（XIIIe et XIVe siècles）（インクィジションとフランス南部社会、13－14世紀）, Privat, Toulouse, 2014
―論文集、La douleur et le droit（痛みと法学）、PUF, Paris, 1997
―Bernard Guy（Julien Théry 訳 ）, Le livre des sentences de l'inquisiteur de Bernard Gui（Bernard Gui の 判 決 集 ）, CNRS Edition, Paris, 2018.
―Bartolomé Bennassar, L'Inquisition espagnole XVe-XIXe（スペインのインクィジション、15-16世紀）, Hachette, 1994.
―Jean-Marie Carbasse, Histoire du droit pénal et de la justice criminelle（刑法史と刑事訴訟史）, PUF, Paris, 2014
―Didier le Fur, L'Inquisition（インクィジション）, Tallandier, Paris, 2012.
―Jean-Louis Biget（論文集）, Hérésise et inquisition dans le Midi de la France（フランス南部における異端とインクィジション）, Picard, Paris, 2007
―Nicolas Eymerich（Louis Sala-Molins 編　集 ）, Le manuel des inquisiteurs（審問官指針）, Albin Michel, Paris, 2001
―H.C Lea, Histoire de l'Inquisition au Moyen-Âge（中世における異端

審問史）, Robert Laffont, 2004（仏訳、スペインのインクィジション専門家の Bennassar 氏執筆の序文付き）。
—Michel Roquebert, Histoire des cathares（カタリの歴史）, Perrin, Paris, 2002
—Marion Sigaut, 魔女狩りと宗教裁判（La chasse aux sorcières et l'inquisition）, Kontre Kulture, 2014
—Marion Sigaut, 君主制の中央集権化からブルジョワの革命まで（De La centralisation monarchique à la révolution bourgeoise）, Kontre Kulture, 2014
—Jean Dumont, L'« incomparable » Isabelle la Catholique（「無比」なるカトリック・イサベル）, Criterion, Paris, 1992.
—Jean Dumont, L'« Heure de Dieu » sur le Nouveau Monde（新世界での「天主の時」）, Fleurus, Paris, 1991.
—Jean Dumont, La Vraie controverse de Valladolid（本当のバリャドリッド論争）, Criterion, Paris, 1995.
—Jean Sévilla, 画期的な闘士なる著作叢（Ecrits Historiques de combat – Historiquement incorrect）, Perrin, Paris, 2016
—Jean Sevilla（監督）, L'Eglise en procès（裁かれているカトリック教会）, Tallandier, Paris, 2019
—Joseph de Maistre, スペインのインクィジション（特別捜査裁判）［L'inquisition espagnole］, Chez Méquignon fils aîné, Paris, 1822.
—ノーマン・コーン、魔女狩りの社会史、岩波書店、東京、1983

論文

<u>中世に関するインクィジション</u>

—Albe Edmond. L'hérésie albigeoise et l'inquisition dans le Quercy（Quercy 地方においてのインクィジションとアルビ異端）. In: Revue d'histoire de l'Église de France, tome 1, n° 3, 1910. pp. 271-293

―Albe Edmond. L'hérésie albigeoise et l'inquisition dans le Quercy (suite)（Quercy 地方においてのインクィジションとアルビ異端・続編）. In: Revue d'histoire de l'Église de France, tome 1, n° 4, 1910. pp. 412-428

―Bériou Nicole. La confession dans les écrits théologiques et pastoraux du XIIIe siècle : médication de l'âme ou démarche judiciaire ?（13世紀の神学的と牧師的な書物における告解。霊魂の治療であるかそれとも訴訟的な動きであるか？）. In: L'aveu. Antiquité et Moyen Âge. Actes de la table ronde de Rome（28-30 mars 1984）Rome : École Française de Rome, 1986. pp. 261-282.（Publications de l'École française de Rome, 88

―Boureau Alain. Droit naturel et abstraction judiciaire. Hypothèses sur la nature du droit médiéval（自然法と法的な抽象化。中世期の法学の本質に関する推測）. In: Annales. Histoire, Sciences Sociales. 57e année, N. 6, 2002. pp. 1463-1488

―Delaruelle Étienne. René Nelli.　― Le phénomène cathare（René Nelli 著『カタリ派という現象』）.. In: Cahiers de civilisation médiévale, 11e année（n° 43）, Juilletseptembre 1968. pp. 432-433

―Dondaine Antoine. Le registre d'Inquisition de Jacques Fournier. A propos d'une édition récente.（Jacques Fournier のインクィジション裁判記録書。新版について）In: Revue de l'histoire des religions, tome 178, n° 1, 1970. pp. 49-56

―Douais Marie-Jean-Célestin. Guillaume Garric de Carcassonne professeur de droit et le tribunal de l'Inquisition（1285-1329）（インクィジション裁判と法博士、Guillaume Garric de Carcassonne-1285-1329年）. In: Annales du Midi : revue archéologique, historique et philologique de la France méridionale, Tome 10, N° 37, 1898. pp. 5-45

―Douais C. L'inquisition en Roussillon. - Cinq pièces inédites（1315-1564）

（Rousillon 地方におけるインクィジション・新しい資料を五つ発見）. In: Annales du Midi : revue archéologique, historique et philologique de la France méridionale, Tome 4, N° 16, 1892. pp. 533-540

—Dossat Yves. II. Innocent IV. Les habitants de Limoux et l'Inquisition（教皇インノケンティウス四世、Limoux の住人たちとインクィジション裁判）. In: Annales du Midi : revue archéologique, historique et philologique de la France méridionale, Tome 61, N° 1-2, 1948. pp. 80-84

—Dossat Yves. L'inquisition toulousaine de 1243 à 1273（1243年から1273年までのトゥールーズ地方においてのインクィジション裁判）. In: Revue d'histoire de l'Église de France, tome 37, n° 130, 1951. pp. 188-191

—Dossat Yves. Le chroniqueur Guillaume de Puylaurens était-il chapelain de Raymond VII ou notaire de l'inquisition toulousaine ?（年代記作者の Guillaume de Puylaurens はレイモン7世の従事司祭であったか、それともトゥールーズのインクィジション裁判の公証人であったか？）. In: Annales du Midi : revue archéologique, historique et philologique de la France méridionale, Tome 65, N° 23, 1953. Hommage à la mémoire de Joseph Calmette. pp. 343-353

—Grisart M. Les Cathares dans le Nord de la France（フランス北部におけるカタリ派）. In: Revue du Nord, tome 49, n° 194, Juillet-septembre 1967. pp. 509-519

—Guillemain Bernard. Une synthèse sur l'Inquisition : Dossat（Yves）, Les crises de l'Inquisition toulousaine au XIIIe siècle（1233-1273）（In Christo 裁判の総括研究。Dossat 氏の『13世紀のトゥールーズのインクィジション裁判の諸危機』）, Imprimerie Bière Bordeaux, 1959. In: Annales du Midi : revue archéologique, historique et philologique de la France méridionale, Tome 73, N° 53, 1961. pp. 106-111

―Jolivet Jean. Guy Testas et Jean Testas. L'Inquisition.（インクィジション裁判）In: Revue de l'histoire des religions, tome 175, n° 1, 1969. pp. 95-97

―Lafon Jean-Marc. Cendres et émeraudes : le catharisme romanesque au XXe siècle（灰とヒスイ、20世紀における現実離れしたカタリ派）. In: Annales du Midi : revue archéologique, historique et philologique de la France méridionale, Tome 115, N° 242, 2003. pp. 261-282

―Lieftinck G.-I. Une allusion au nom de Raymond de Peñafort dans une initiale enluminée ?（彩色の頭文字においての Raymond de Peñafort の名前の暗示について）. In: Scriptorium, Tome 1 n° 2, 1946. p. 314

―Paul Jacques. Élie Griffe, Le Languedoc cathare et l'inquisition（1229-1329）（Élie Griffe 著『Languedoc におけるカタリ異端とインクィジション裁判』）. In: Revue d'histoire de l'Église de France, tome 68, n° 181, 1982. pp. 270-271

―Maire Vigueur Jean-Claude. Justice et politique dans l'Italie communale de la seconde moitié du XIIIe siècle : l'exemple de Pérouse（13世紀後半の都市国家のイタリアにおける司法制度と政治）. In: Comptes rendus des séances de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres, 130e année, N. 2, 1986. pp. 312-330

―Mollat Guillaume. Les Cathares en Corse（コルシカ島でのカタリ派）. In: Comptes rendus des séances de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres, 100e année, N. 2, 1956. pp. 147-150

―Mundy John. Noblesse et hérésie. Une famille cathare : les Maurand（貴族と異端。カタリ派の一族、Maurand 家）. In: Annales. Economies, sociétés, civilisations. 29e année, N. 5, 1974. pp. 1211-1223

―Rey Raymond. Le cloître de Saint- Sernin et l'Inquisition à Toulouse au XIIIe siècle（13世紀のトゥールーズにおける Saint-Sernin 回廊とインクィジション裁判）. In: Bulletin Monumental, tome 110, n° 1,

année 1952. pp. 63-69

—Roche Julien. Caunes-Minervois et l'hérésie cathare（Caunes-Minervois 都市とカタリ異端）. In: Archéologie du Midi médiéval n° 6, 2010. L'abbaye et le village de Caunes-Minervois（Aude）. Archéologie et Histoire. pp. 105-113

—Vidal Jean-Marie. Procès d'inquisition contre Adhémar de Mosset, noble roussillonnais, inculpé de béguinisme（1332-1334）（Roussillon の一人の貴族、Adhémar de Mosset に対するインクィジション裁判。厳格主義という異端で起訴される）. In: Revue d'histoire de l'Église de France, tome 1, n° 5, 1910. pp. 555-571

—Zerner Monique. Du court moment où on appela les hérétiques des « bougres ». Et quelques déductions.（異端者が「Bougres」と呼ばれた短い時期について。それからの諸結論）In: Cahiers de civilisation médiévale, 32e année（n° 128）, Octobre-décembre 1989. pp. 305-324

—La prison de l'Inquisition à Carcassonne（Carcassonne におけるインクィジションの刑務所）. In: Bulletin Monumental, tome 59, année 1894. pp. 288-291

カタリ異端

—Bozoky Edina. Les cathares comme étrangers. Origines, contacts, exil（外国人としてのカタリ派。起源、交際、追放）. In: Actes des congrès de la Société des historiens médiévistes de l'enseignement supérieur public, 30e congrès, Göttingen, 1999. L'étranger au Moyen Âge. pp. 107-118

—Delcor Mathias. L' « Ascension d'Isaïe » à travers la prédication d'un évêque cathare en Catalogne au quatorzième siècle（Catalogne において、14世紀のカタリ派の司教の説教を通じての「イザヤの昇天」経典の姿）. In: Revue de l'histoire des religions, tome 185, n° 2, 1974.

pp. 157-178

―Delaruelle Étienne. Le catharisme en Languedoc vers 1200 : une enquête（1200年のLanguedocにおいてのカタリ主義を捜査する）. In: Annales du Midi : revue archéologique, historique et philologique de la France méridionale, Tome 1, N° 1, 1989. Langue et littérature d'oc et histoire médiévale. pp. 153-171

―De Waha Michel. Rituel cathare édité par Thouzellier（Christine）（Thouzellierによって出版されたカタリ派の経典について）. In: Revue belge de philologie et d'histoire, tome 59, fasc. 2, 1981. Histoire médiévale, moderne et contemporaine — Middeleeuwse, moderne en hedendaagse geschiedenis. pp. 484-486

―Dmitrevski Michel. I. Notes sur le catharisme et l'Inquisition dans le Midi de la France（フランス南部におけるカタリ主義とインクィジション裁判に関する覚書）. In: Annales du Midi : revue archéologique, historique et philologique de la France méridionale, Tome 36, N° 141-142, 1924. pp. 294-311

―Dmitrevski Michel. I. Notes sur le catharisme et l'inquisition dans le Midi de la France（suite）（フランス南部におけるカタリ主義とインクィジション裁判に関する覚書・続編）. In: Annales du Midi : revue archéologique, historique et philologique de la France méridionale, Tome 37, N° 147-148, 1925. pp. 190-213

―Duvernoy Jean, Thouzellier Catherine. I. Une controverse sur l'origine du mot «Cathares»（「カタリ」という言葉の起源の論争について）. In: Annales du Midi : revue archéologique, historique et philologique de la France méridionale, Tome 87, N° 123, 1975. pp. 341-349

―Genieys William. Le territoire imaginaire du "Pays Cathare"（カタリ派の国の幻想国）. Nouvelles dynamiques du développement local en milieu rural.. In: Pôle Sud, n° 7, 1997. Elites, politiques et territoires.

pp. 118-131

—Gy Pierre-Marie. Les définitions de la confession après le quatrième concile du Latran（第4ラテラン公会議以降の告解の諸定義について）. In: L'aveu. Antiquité et Moyen Âge. Actes de la table ronde de Rome（28-30 mars 1984）Rome : École Française de Rome, 1986. pp. 283-296.（Publications de l'École française de Rome, 88

—Magnou-Nortier Élisabeth. Le rituel cathare : Thouzellier（Chr.）Rituel cathare ; introduction, texte critique, traduction et notes（カタリ派の儀式）, Paris, Ed. du Cerf, 1977. In: Annales du Midi : revue archéologique, historique et philologique de la France méridionale, Tome 91, N° 143, 1979. pp. 331-33

—Moore R. I. I. Nicétas, émissaire de Dragovitch, a-t-il traversé les Alpes ?（Dragovitch 異端者の密使、Nicétas がアルプスを越えたのか）. In: Annales du Midi : revue archéologique, historique et philologique de la France méridionale, Tome 85, N° 111, 1973. pp. 85-90

—Pales-Gobilliard Annette. Le catharisme dans le comté de Foix, des origines au début du XIVe siècle（最初から14世紀まで、Foix 伯爵領におけるカタリ主義）.. In: Revue de l'histoire des religions, tome 189, n° 2, 1976. pp. 181-200

—Pales-Gobilliard Annette. Christine Thouzellier（1902-1982）（Christine Thouzellier 氏・1902-1982年）. In: École pratique des hautes études, Section des sciences religieuses. Annuaire. Tome 91, 1982-1983. 1982. pp. 33-36

—Paul Jacques. Arno Borst. Les cathares.（Arno Borst 著『カタリ派』）In: Revue d'histoire de l'Église de France, tome 61, n° 166, 1975. pp. 78-81

—Poupin Roland. La spécificité occidentale du Catharisme et les relations bogomilo-cathares.（カタリ主義の西部的な特徴とカタリ派

とボゴミール派との交際）In: Revue d'histoire et de philosophie religieuses, 70e année n° 2, Avril-juin 1990. pp. 149-164

―Rousseau Hervé. 2. L'interprétation du catharisme（カタリ主義の解釈について）. In: Annales. Economies, sociétés, civilisations. 24e année, N. 1, 1969. pp. 138-141

―Sanjek Franjo. Albigeois et « chrétiens » bosniaques（アルビ派とボスニアの「キリシタン」）. In: Revue d'histoire de l'Église de France, tome 59, n° 163, 1973. pp. 251-267

―Šanjek Franjo. Les « chrétiens bosniaques » et le mouvement cathare au Moyen Age（中世におけるカタリ派の運動と「ボスニアのキリシタン」）. In: Revue de l'histoire des religions, tome 182, n° 2, 1972. pp. 131-181

―Shahar Shulamith. Le catharisme et le début de la cabale.（カタリ主義とカバラの発足について）In: Annales. Economies, sociétés, civilisations. 29e année, N. 5, 1974. pp. 1185-1210

―Thouzellier Christine. 1. Les cathares languedociens et le « Nichil »（Jean, 1, 3）（Languedoc のカタリ派と「Nichil」（ヨハネ、1,3）について）. In: Annales. Economies, sociétés, civilisations. 24e année, N. 1, 1969. pp. 128-138

―Venckeleer Théo. Un recueil cathare : le manuscrit A.6.10. de la « Collection vaudoise» de Dublin（suite）（カタリ派のある経典・Dublin の「Vaudois 蔵」にある A.6.10の写本について）. In: Revue belge de philologie et d'histoire, tome 39, fasc. 3, 1961. Langues et litteratures modernes - Moderne taal- en letterkunde. pp. 759-793

<u>魔女狩りと旧制体における司法制度について</u>

―Audisio Gabriel. Procès pour un portrait : Henri IV et l'Inquisition（Rome, 1590）（肖像のための裁判。アンリ四世とインクィジション

裁判、ローマ1590年）. In: Mélanges de l'École française de Rome. Italie et Méditerranée, tome 118, n° 2. 2006. Fidelitas. pp. 379-390

—Boutelet Bernadette, Chaunu Pierre. Etude par sondage de la criminalité dans le bailliage du Pont-de-l'Arche（XVIIe – XVIIIe siècles）（Pont-de-l'Arche 半官区の犯罪件の現地調査 -17-18世紀）. In: Annales de Normandie, 12e année, n° 4, 1962. pp. 235-262、

—Casado Pierre. Paulette, Marguerite et les autres, ou les fonctionnements onomastiques dans un procès de sorcellerie en Languedoc à la fin du XVe siècle.（15世紀末の Languedoc にあった魔法裁判における名称の利用について。Paulette,Marguerite とその他）In: Nouvelle revue d'onomastique, n° 41-42, 2003. pp. 177-195

—Castan Nicole. La justice en question en France à la fin de l'ancien régime（旧体制末期のフランスで論議の的になっている司法）. In: Déviance et société. 1983 - Vol. 7 - N° 1. pp. 23-34

—Caveing Maurice. La fin des bûchers de sorcellerie : une révolution mentale（魔法の火刑台の終焉。精神上の革命であった）. In: Raison présente, n° 10, Avril – Mai – Juin 1969. Sur le conflit israélo-arabe. pp. 83-99

—Clastres Pierre. De la Torture dans les sociétés primitives（原始社会における拷問について）. In: L'Homme, 1973, tome 13 n° 3. pp. 114-120

—De Certeau Michel. Une mutation culturelle et religieuse : les magistrats devant les sorciers du XVIIe siècle（文化と宗教上の変遷。17世紀に魔術師と向き合う司法官）. In: Revue d'histoire de l'Église de France, tome 55, n° 155, 1969. pp. 300-319

—Delumeau Jean. L'Édit de Nantes dans son contexte historique（Nantes 王令の歴史的背景）. In: Comptes rendus des séances de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres, 142e année, N. 4, 1998.

pp. 1065-1073

―Denier Marie-Claude. Sorciers et croyances magiques en Mayenne aux XVIIIe et XIXe siècles（18-19世紀の Mayenne における魔術師と魔術の迷信について）. In: Annales de Bretagne et des pays de l'Ouest. Tome 97, numéro 2, 1990. pp. 115-132

―Doublet Georges. Un évêque de Vence devant l'Inquisition（Vence 司教は宗教裁判にかけられる）. In: Annales du Midi : revue archéologique, historique et philologique de la France méridionale, Tome 16, N° 63, 1904. pp. 330-340

―Dunglas Marie. Sorcières, possédées, hystériques（魔女、悪魔懸り、ヒステリー）. In: Les Cahiers du GRIF, n° 14-15, 1976. Violence. pp. 26-29

―Febvre Lucien. Sorcellerie, sottise ou révolution mentale ?（魔法は狂気あるいは思想革命？）. In: Annales. Economies, sociétés, civilisations. 3e année, N. 1,1948. pp. 9-15

―Extraits du Trésor des chartes. IV : exécution faite à Marmande de plusieurs femmes accusées de sorcellerie（1453）..（Marmande における魔法罪で起訴された数人の女性の死刑について -1453年）In: Bibliothèque de l'école des chartes. 1849, tome 10. pp. 372-376

―Gauvard Claude. Ordalie et sorcellerie jugées par le Parlement à Paris et à Bordeaux au milieu du XVe siècle（15世紀の中葉、ボルドーとパリ高等法院における神明裁判と魔法の案件について）. In: Bulletin de la Société Nationale des Antiquaires de France, 2009, 2012. pp. 43-54

―Garnero-Morena Christiane. Approche du phénomène de la sorcellerie en Ligurie occidentale（西部 Ligurie における魔術の現象へのアプローチ）. In: Cahiers de la Méditerranée, n° 13, 1, 1976. Culture populaire, croyances, mentalités. Actes des journées

d'études, Nice, 30 avril 1976. pp. 31-37

—Geschiere Peter. Sorcellerie et modernité. Les enjeux des nouveaux procès de sorcellerie au Cameroun.（魔法と近代性。現代カメルーンにおける新しい魔法裁判の行方について）In: Annales. Histoire, Sciences Sociales. 53e année, N. 6, 1998. pp. 1251-1279

—Ginzburg Carlo, Bonan Elsa. Présomptions sur le sabbat（サバトに関する考察）. In: Annales. Economies, sociétés, civilisations. 39e année, N. 2,1984. pp. 341-354

—Le Glay Marcel. Magie et sorcellerie à Rome au dernier siècle de la République（古代ローマ共和国末期における魔法と魔術について）. In: L'Italie préromaine et la Rome républicaine. I. Mélanges offerts à Jacques Heurgon. Rome : École Française de Rome, 1976. pp. 525-550.（Publications de l'École française de Rome, 27）

—Lerner Michel-Pierre. Le protestantisme vu par Tommaso Campanella（Tommaso Campanella のプロテスタント主義観）. In: Revue d'histoire et de philosophie religieuses, 58e année n° 2,1978. pp. 163-191

—Muchembled Robert. La femme au village dans la région du Nord（XVIIe- XVIIIe siècles）（北部の村における女性について・17-18世紀）. In: Revue du Nord, tome 63, n° 250, Juillet-septembre 1981. pp. 585-594

—Muchembled Robert. L'autre côté du miroir : mythes sataniques et réalités culturelles aux XVIe et XVIIe siècles（神話を超えて。16・17世紀におけるサタン神話と文化的な現実について。）. In: Annales. Economies, sociétés, civilisations. 40e année, N. 2, 1985. pp. 288-305

—Muchembled Robert Sorcellerie, culture populaire et christianisme au XVIe siècle, principalement en Flandre et en Artois（Flandre と Artois 地方を中心に16世紀における魔法、民族文化とキリスト教に

ついて）. In: Annales. Economies, sociétés, civilisations. 28e année, N. 1, 1973. pp. 264-284

―Ostorero Martine. Itinéraire d'un inquisiteur gâté : Ponce Feugeyron, les juifs et le sabbat des sorciers（恵まれたインクィジション裁判官の歩み。Ponce Feugeyron とユダヤ人と魔術師のサバト）. In: Médiévales, n° 43, 2002. Le bain : espaces et pratiques. pp. 103-117

―Paravicini Bagliani Agostino, Ostorero Martine. La genèse du sabbat（サバトの起源）. Autour de l'édition critique des textes les plus anciens. In: Comptes rendus des séances de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres, 144e année, N. 1, 2000. pp. 73-85

―Pierrette Paravy, A propos de la genèse médiévale des chasses aux sorcières : le traité de Claude Tholosan, juge dauphinois（vers 1436）（魔女狩りの中世末期における起源について。Dauphinois 地方の司法官、Claude Tholosan の論文 -1436年ごろ）, p. 333-379

―Paravy Pierrette. Prière d'une sorcière du Grésivaudan pour conjurer la tempête（Procès d'Avalon, 1459（Grésivaudan 地元の魔女の嵐を収めるための祈祷について）. In: Le Monde alpin et rhodanien. Revue régionale d'ethnologie, n° 1-4/1982. Croyances, récits & pratiques de tradition. Mélanges d'ethnologie, d'Histoire et de Linguistique en hommage à Charles Joisten（1936-1981）pp. 67-71

―Saint-Saëns Alain. Anton de la Fuente, ermite-pèlerin de Castille au XVIIe siècle.（17世紀、カスティーリャにおいての苦行者・隠修士、Anton de la Fuente 氏について）In: Histoire, économie et société, 1987, 6e année, n° 1. pp. 35-50

―Sauzet Robert. Sorcellerie et possession en Touraine et Berry aux XVIe-XVIIe siècles（16世紀と17世紀の Touraine と Berry 地方における魔法と悪魔の憑依）. In: Annales de Bretagne et des pays de l'Ouest.

Tome 101, numéro 3, 1994. pp. 69-83

—Soman Alfred. La décriminalisation de la sorcellerie en France（フランスにおける魔法犯罪を処罰の対象から外す過程）. In: Histoire, économie et société, 1985, 4e année, n° 2.p.179-203

—Soman Alfred. Le traître sur la sellette : réflexions sur le procès du duc de Biron（1602）（被告席の裏切り者。Biron 公爵に対する裁判への諸考察）. In: Complots et conjurations dans l'Europe moderne. Actes du colloque international organisé à Rome, 30 septembre-2 octobre 1993. Rome : École Française de Rome, 1996. pp. 231-250.（Publications de l'École française de Rome, 220

—Soman Alfred. Les procès de sorcellerie au parlement de Paris（1565-1640）（パリ高等法院における魔法裁判 -1565年 -1640年）. In: Annales. Economies, sociétés, civilisations. 32e année, N. 4, 1977. pp. 790-814;

—Soman Alfred. Sorcellerie, justice criminelle et société dans la France moderne（l'ego-histoire d'un Américain à Paris）（近世フランスにおける魔法、刑法と社会 - パリに滞在するアメリカ学者の振り返り）. In: Histoire, économie et société, 1993, 12e année, n° 2. pp. 177-217

—Surget Eric. Le Roi à la Rochelle et le Diable à Niort : le procès de la maladie prodigieuse de Pierre Creusé（1628）（La Rochelle に訪問する国王と Niort を訪問する悪魔。Pierre Creuse の驚異的な病気をめぐる裁判 -1628年）. In: Albineana, Cahiers d'Aubigné, 21, 2009. Démons, sorciers et diableries au temps d'Agrippa d'Aubigné. pp. 161-200

—Utz Tremp Kathrin. Les vaudois de Fribourg（1399-1430）: état de la recherche（Fribourg の Vaudois 異端者（1399-1430年）に関する先行研究の現状）. In: Revue de l'histoire des religions, tome 217, n° 1, 2000. Les vaudois. pp. 121-138

―Zorzi Andrea. Aspects de la justice criminelle dans les villes italiennes à la fin du Moyen Age（イタリアの諸都市においての中世末期の刑法師司法制度の状況について）. In: Déviance et société. 1991 Vol. 15 - N° 4. pp. 439-454

スペインのインクィジションとその他のインクィジション裁判

―Alberro Solange Behocaray. Inquisition et société : rivalités de pouvoirs à Tepeaca（1656-1660）（社会とインクィジション裁判。Tepeaca における権力闘争・1656-1660年）. In: Annales. Economies, sociétés, civilisations. 36e année, N. 5, 1981. pp. 758-784

―Amiel Charles. Crypto-judaïsme et Inquisition. La matière juive dans les édits de la foi des Inquisitions ibériques（インクィジションと隠れユダヤ教徒。イベリア半島のインクィジション裁判の信仰発令におけるユダヤ教記載について）. In: Revue de l'histoire des religions, tome 210, n° 2, 1993. pp. 145-168

―Balancy Élisabeth. L'Inquisition devant le miroir（1562-1648）（スペインのインクィジションをめぐる・1562年から1648年まで）. In: Mélanges de la Casa de Velázquez, tome 27-2, 1991. Epoque moderne. pp. 29-57

―Bataillon Marcel. Honneur et Inquisition: Michel Servet poursuivi par l'Inquisition.（インクィジション裁判と名誉。インクィジション裁判に告訴された Michel Servet について）In: Bulletin Hispanique, tome 27, n° 1, 1925. pp. 5-17

―Baudot Georges. La population des villes du Mexique en 1595 selon une enquête de l'Inquisition（インクィジションの捜査によって知られている1595年のメキシコの町々の人口について）. In: Cahiers du monde hispanique et luso-brésilien, n° 37, 1981. pp. 5-18

―Bennassar Bartolomé. Aux origines du caciquisme : les familiers de l'Inquisition en Andalousie au XVIIe siècle ?（酋長制度の起源・17世

紀のアンダルシアにおけるインクィジションの奉仕官について). In: Cahiers du monde hispanique et luso-brésilien, n° 27, 1976. Hommage à Paul Mérimée. pp. 63-71

—Bennassar Bartolomé. Un phénomène historiographique : l'accélération des recherches sur l'Inquisition espagnole ; enjeux et débats.（歴史学史上の現象。スペインのインクィジションに関する研究の増加。現状と展望）In: Histoire, économie et société, 1983, 2e année, n° 3. pp. 367-373

—Beyer de Ryke Benoît. Albaret（Laurent）. L'Inquisition, rempart de la foi ?（Alabarer 著『インクィジション裁判、信仰の盾なのか？』). In: Revue belge de philologie et d'histoire, tome 78, fasc. 2, 2000. Histoire medievale. moderne: et contemporaine - Middeleeuwse, modhrnf en hedendaagse geschiedenis. pp. 628-629

—Birckel Maurice. Le P. Miguel de Fuentes, S. J., et l'Inquisition de Lima（Lima のインクィジション裁判と Miguel de Fuentes 神父［イエズス会員]). In: Bulletin Hispanique, tome 71, n° 1-2, 1969. pp. 31-139

—Carrasco Raphaël. Morisques et Inquisition dans les îles Canaries（カナリア諸島におけるモリスク［元イスラム教系］とインクィジション裁判). In: Revue de l'histoire des religions, tome 202, n° 4, 1985. pp. 379-387

—Carvacho René Millar, Dedieu Jean-Pierre. Entre histoire et mémoire. L'Inquisition à l'époque moderne : dix ans d'historiographie（歴史と記憶の間に。近代期におけるインクィジション。10年間の史料編纂）. In: Annales. Histoire, Sciences Sociales. 57e année, N. 2, 2002. pp. 349-372

—Cavaillé Jean-Pierre. L'art des équivoques : hérésie, inquisition et casuistique. Questions sur la transmission d'une doctrine médiévale à

l'époque moderne（曖昧さを取り扱う。異端、インクィジションと決疑論。近代期においての中世期論の継承をめぐって）. In: Médiévales, n° 43, 2002. Le bain : espaces et pratiques. pp. 119-145

―da Silva Gérard. La ferveur secrète des marranes du Portugal（ポルトガルにおいての隠れユダヤ教徒の隠れ熱心さ）. In: Hommes et Migrations, n° 1140, février 1991. Voyage au bout de la vie. pp. 53-55

―Dedieu Jean-Pierre. L'Inquisition et le Droit: analyse formelle de la procédure inquisitoriale en cause de foi（インクィジション裁判と法学。信仰犯起訴における起訴様式の形式上の分析）. In: Mélanges de la Casa de Velázquez, tome 23, 1987. pp. 227-251

―Défourneaux Marcelin. Molière et l'Inquisition espagnole（スペインのインクィジションとモリエール）. In: Bulletin Hispanique, tome 64, n° 1-2, 1962. pp. 30-42

―Erhard Jean. Montesquieu et l'Inquisition（モンテスキューとインクィジション裁判）. In: Dix-huitième Siècle, n° 24, 1992. Le matérialisme des Lumières. pp. 333-344

―Escamilla-Colin Michèle. Crime et châtiments dans l'Espagne inquisitoriale. Essai de typologie délictive et punitive sous le dernier Habsbourg et le premier Bourbon（インクィジション裁判のスペインでの犯罪と刑罰。ハプスブルグ朝の最後の王とブルボン朝の最初の王にわたる時代においての刑罰・犯罪類別の試み）. In: Histoire, économie et société, 1991, 10e année, n ° 3. Prières et charité sous l'Ancien Régime. pp. 429-435

―Escamilla-Colin Michèle. L'Inquisition espagnole et ses archives secrètes（XVe-XVIe siècles）（スペインのインクィジションとその秘密資料・15-16世紀）. In: Histoire, économie et société, 1985, 4e année, n° 4. pp. 443-477

―Flecniakoska Jean-Louis. Spectacles religieux dans les « pueblos » à

travers les dossiers de l'Inquisition de Cuenca（1526-1588）（Cuenca のインクィジションの資料から読みとれる村においての宗教的な諸披露のついて・1526-1588年）. In: Bulletin Hispanique, tome 77, n° 3-4, 1975. pp. 269-292

—Le Brun Jacques. Autorité doctrinale, définition et censure dans le catholicisme moderne（Notes critiques à propos de : Bruno Neveu, L'erreur et son juge. Remarques sur les censures doctrinales à l'époque moderne, Naples, 1993）（近代カトリックにおける教義的権威、定義と検閲）. In: Revue de l'histoire des religions, tome 211, n° 3, 1994. pp. 335-343

—Le Flem Jean-Paul. Les Morisques du Nord-Ouest de l'Espagne en 1594 d'après un recensement de l'Inquisition de Valladolid（1594年におけるスペイン北西のイスラム系の人々。Valladolid のインクィジションの調査を中心に）. In: Mélanges de la Casa de Velázquez, tome 1, 1965. pp. 223-243

—Lerner Michel-Pierre. Le protestantisme vu par Tommaso Campanella（Tommaso Campanella のプロテスタント主義観）. In: Revue d'histoire et de philosophie religieuses, 58e année n° 2,1978. pp. 163-191

—Maldavky Aliocha. Itinéraires des nouveaux chrétiens à Lima. Le procès de Manuel Bautista Pérez et la « grande complicité »（1635-1639）（Lima のおける新キリシタンの数人の事例。Manuel Bautista Pérez の裁判と「大共犯」）. In: Caravelle, n° 74, 2000. pp. 41-59;

—Merlo Grado Giovanni. Coercition et orthodoxie : modalités de communication et d'imposition d'un message religieux hégémonique.（強制と主流。覇権的な宗教的なメッセージの押し付けと宣告方法について）In: Faire croire. Modalités de la diffusion et de la réception des messages religieux du XIIe au XVe siècle. Actes de table ronde

de Rome（22-23 juin 1979）Rome : École Française de Rome, 1981. pp. 101-118.（Publications de l'École française de Rome, 51）;

―Molinie-Bertrand Annie. L'Inquisition et les Cryptojudaïsants（1660-1730）（インクィジション裁判と隠れユダヤ教徒 -1662-1730年）. In: Histoire, économie et société, 1991, 10e année, n° 3. Prières et charité sous l'Ancien Régime. pp. 423-427

―Munoz Calvo Sagrario. Deux guérisseurs français inculpés par l'Inquisition espagnole au XVIIe siècle（フランス人の二人の民家療法師が17世紀においてスペインのインクィジションによって容疑がかけられた）. In: Revue d'histoire de la pharmacie, 63e année, n° 226, 1975. Communications du congrès international d'histoire de la pharmacie de Paris（24-29 septembre 1973）pp. 485-490

―Redondo Augustín. Fernando de Rojas et l'Inquisition（インクィジション裁判と Fernando de Rojas）. In: Mélanges de la Casa de Velázquez, tome 1, 1965. pp. 345-347

―Romeo Giovanni. Confesseurs et inquisiteurs dans l'Italie moderne : un bilan（近代期のイタリアにおける聴罪司祭とインクィジター）. In: Revue de l'histoire des religions, tome 220, n° 2, 2003. pp. 153-165

―Saraiva Antonio José. L'Inquisition portugaise et les « nouveaux chrétiens »（ポルトガルのインクィジション裁判と「新しいキリシタン」）. In: Annales. Economies, sociétés, civilisations. 22e année, N. 3, 1967. pp. 586-589

―Tallon Alain. Le concile de Trente et l'Inquisition romaine（トレント公会議とローマのインクィジション裁判）. À propos des procès en matière de foi au concile. In: Mélanges de l'École française de Rome. Italie et Méditerranée, tome 106, n° 1. 1994. pp. 129-159

―Tellechea Idígoras J. Ignacio, Wagner Christine. Profil théologique du protestantisme castillan du XVIe siècle. Un mémorial inédit de

l'Inquisition（1559）（16世のカスティーリャにおけるプロテスタント主義の一般像。初めて発見されたインクィジションの調査報告書-1559年）. In: Revue d'histoire et de philosophie religieuses, 63e année n° 1-2, Janvier-juin 1983. Luther et l'Europe. pp. 125-140;

—Vauchez André. Le Credo, la Morale et l'Inquisition（信経、道徳とインクィジション裁判）. In: Archives de sciences sociales des religions, n° 35, 1973. pp. 184-185

—Wagon M. Jean de Boulogne, sculpteur douaisien, dénoncé à l'Inquisition comme hérétique en 1589（1589年、Douais の彫刻家、Jean de Boulogne 氏がインクィジション裁判に密告された案件）. In: Revue du Nord, tome 20, n° 78, mai 1934. pp. 89-92

—Wagner Christine. L'Inquisition de Tolède face au protestantisme au XVIe siècle（16世紀においてのトレドのインクィジション裁判とプロテスタント主義）. In: Revue d'histoire et de philosophie religieuses, 74e année n° 2, Avril-mai-juin 1994. pp. 153-169

公開された講演

＊インクィジション、フランス国立古文書学校にて、2019年、Laurent Albaret より
https://www.youtube.com/watch?v=5g-Z0lpXBYI&t=7s

＊ヴォルテールという詐欺師（前編・中編・後編）L'imposture Voltaire　Marion Sigaut より https://youtu.be/Y36n7JGitA0。

＊トゥールーズでの公演、「魔女狩りとインクィジション」、Marion Sigaut より https://www.youtube.com/watch?v=DdSdQaaq6nM

＊「魔女についての真相」、パリでの公演、2015年 Marion Sigaut より
https://www.youtube.com/watch?v=HksaIq8-34Y&t=3s

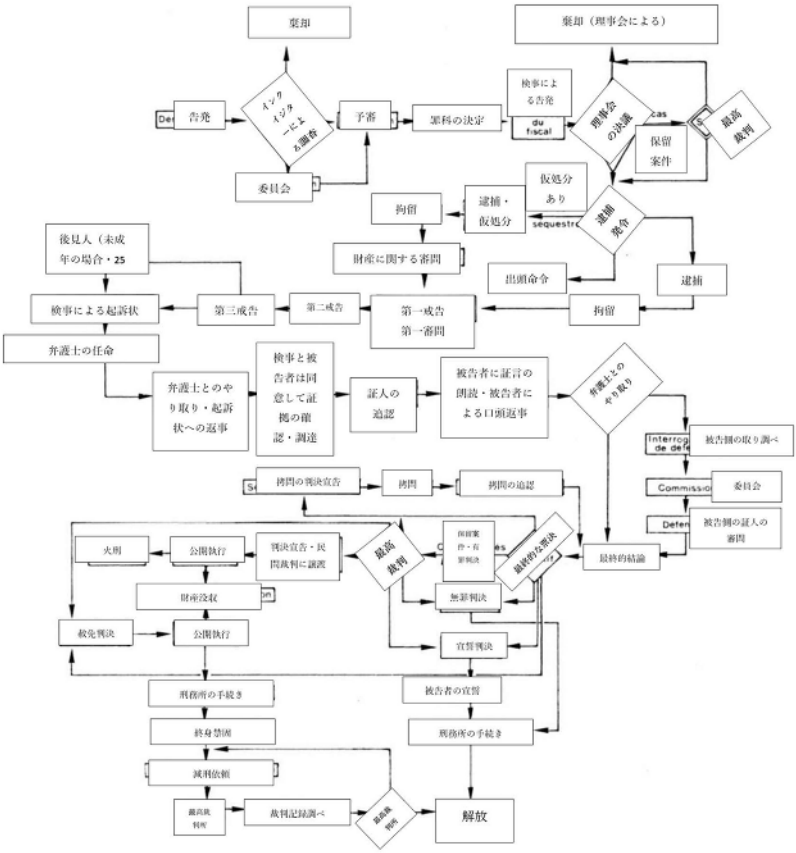

Cause de foi "en forme" -Algorithme- Seconde moitié du XVIe siècle.
(Source: Pablo Garcia, *Orden*..., Causes et foi de Tolède).

【図の読み方】矢印にそって裁判の流れを追っていく。斜めの四角は何かの決定がある段階を指す。他の普通の四角は手続きの一つの段階を指す。

付属資料・スペインのインクィジションの手続き法

Dedieu Jean-Pierre. L'Inquisition et le Droit: analyse formelle de la procédure inquisitoriale en cause de foi（インクィジション裁判と法学。信仰犯案件のための糾問方式の訴訟手続きの形式上の分析）. In: Mélanges de la Casa de Velázquez, tome 23, 1987. pp. 227-251

注

1　日本語の定訳は「異端審問」となっている。しかしながら、本稿は「異端審問」の代わりに「インクィジション」と訳することにした。ラテン語の「Inquisitio」に沿うことによって、ラテン語系の諸言語の「インクィジション」にある諸意味を汲み、また日本語の「異端審問」にある既存の重いイメージに囚われないためでもある。また、本稿で扱う「インクィジション」は狭義の「異端審問」だけではなく、「スペインイのンクィジション」、「検邪聖省」、「職権方式」あるいは「糾問方式」という手続き法をも含む。基本的に「インクィジション」を使うことにしながら、便宜上に「異端審問」、「異端審問官」を使う場合があり、その時に限って、13世紀の裁判所制度を指すことになる。

2　「宗教裁判」という曖昧な表現を本稿では避けることにした。なぜなら、宗教を対象にする裁判であるか、教会が管轄する裁判であるかが不明でありながら、「負」のイメージを与えるためによく使用されている。歴史上に世俗権が管轄する裁判所とカトリック教会が管轄する裁判所は並行に敷かれていたが、必ずしも「宗教」が対象になるかどうかは別の話となる。例えば、教権の裁判所では家族法に関係する婚姻の無効などの判決はあったりする。また、教会法上の法人の間に所有権と関連する訴訟なども中世では教会の裁判所が取り扱うことも多い。あるいは聖職者の犯罪を裁くこともある。逆に言えば、世俗権の裁判所であるにもかかわらず、信仰あるいは教権と関連する案件を扱う傾向も見られる。「魔女狩り」はまさにそれに属する。つまり、信仰と深くかかわる異端を世俗裁判が裁こうとしたとき、「魔女狩り」というリンチは生じた。

3　「異端審問」は定訳となっているものの、誤訳だと言わざるを得ない。一、「審問」と訳されることによって、手続き法が十分に整備されている訴訟であることは見落とされがちになる。または「審問」という時、どうしても「拷問」あるいは「単なる取り調べだけである」と連想される傾向があり、インクィジションはまるで捜査などがないかのように、整備された裁判制度ではないかのように、単なる「審問」で終わる間違った印象を与える。

二、「異端審問」の「異端」はまるで異端のみを対象にしているかのように見える。13世紀のインクィジション裁判なら正しいが、スペインのインクィジションならそうでもない。また「異端」に対する現代人の理解不足から生じる「異端は政治犯あるいは思想罪に過ぎない」という印象も与えられて、インクィジションは20世紀の全体主義国家に見られた政治裁判であるかのような印象を与える。本稿ではこれらのイメージは現実と異なることを示すことにつとめる。

三、単なる誤訳でもある。インクィジションとは「捜査」という意味になっているからしても、「異端審問」と訳されるのは間違いである。

4　Collectif, Inquisition en pays d'oc（XIIIe et XIVe siècles）Oc 地方におけるインクィジション（13-14世紀）, Privat, 2014.

5　H.C Lea, Histoire de l'Inquisition au Moyen-Âge, Robert Laffont, 2004（仏訳、スペインのインクィジション専門家の Bennassar 氏執筆の序文付き）。

6　脚注において、なるべく多くのフランスの先行研究の原文をも示すことになっている。主な部分だけを和訳したが、引用の前か後に引用の意図をなるべく記すことにした。

7　多くの場合、意図的でもない。例えば、日本の現代でも通説的に頼れる書物とされている『魔女狩り』（森島恒雄、岩波新書）において、次の説明がある。「なお、異端審問官には、ドミニコ会士だけが任ぜられたように誤解され、したがってその創設者ドミニクス（Dominicus）は狂信的な法皇の走狗とされ、その名をもじって「主の番犬」（Domini Canes）と後世から呼ばれるに至ったのは気の毒であった。ドミニクスは、異端審問成立の二〇年前にすでに死んでいたのである」（35頁）。聖ドミニコは直接に異端審問と関係がないことはよく知られている通りだが、「主の番犬」という呼ばわりはインクィジションの暗黒伝説に採用されたものの、歴史上にその呼ばわりはインクィジションと無縁である。Michel Rouche 著の『家庭教育と学校教育史―紀元前4世紀から15世紀まで（Histoire de l'enseignement et de l'éducation V^{e} av JC – XVe s）』, Perrin, Paris, 2003, 367頁を参照。「主の番犬」という俗説は1255-1256年に起こった托鉢修道会に関するパリ大学対国王・教皇との対立の際、パリ大学の学生たちが言い出した言葉である。事の発端は大学内の神学の教授たち（托鉢修道会の修道士）と他学問の世俗者の教授たちとの対立にある。学生の間の喧嘩の結果、Prévôt（奉行）の部下は学生を一人殺したにもかかわらず、また逮捕されて世俗裁判にかかっても、摂政官ブランシュ王妃はこの事件に当たって学生たちをとくに庇わなかった。それに抵抗するため、大学の教授たちはストライキ（授業停止）を決定するのだが、フランシスコ会とドミニコ会の教授たちはそのストライキを拒み、引き続き働き続ける。この結果、大学によって追放されて、そして摂政官はストライキに屈して悪行した警察官を罰した。ところが、それでも托鉢修道会の教授たちの復職は大学によって拒まれた。世俗者の教授たちは「教授職」に対する占領権を確立するための動きであったが、教皇への訴えの結果、教皇は托鉢修道会の教授たちの追補を取り消し、また今度、ストライキを決めるにあたって教授全員の三分の二以上が同意することを条件に

した（托鉢修道会の教授たちの人数は全体の三分の一なので、托鉢修道会の教授たちはストライキに反対したらそれを拒否することができたということになる。）。すると、大学（教権の管轄）は教皇の命令を拒否した結果、拒否した教授たちは教皇によって破門された。すると破門された教授たちは大学の解体を宣言し、托鉢修道会への王室とローマの支持があったにもかかわらず、1255-1256年の冬のあいだ、托鉢修道会に対する学問上と排斥運動という攻撃を展開した。修道院などは警察に警備されたほどの圧迫があった。そして修道士は町を歩くと、大学側の連中はかれらを罵ったりして、「主の番犬」というあだ名で罵倒していた。そこに由来があるが、インクィジションなどとは関係がなく、パリにおける大学を巡る対立と争論の一環に過ぎない。インクィジション関係で、聖ドミニコについてこのようなあだ名が出たのは不思議にみえる。

岩波新書の引用に戻ると、もう一つ訂正する必要がある。異端審問官はドミニコ会士しか任命されなかったということはない。司教も（1300年前後のアルビ司教、Bernard de Castanet）フランシスコ会士も異端審問官として任命されたりしている。14世紀の間、托鉢修道会士は異端審問官の職を辞任した時期もあった（1249-1256年）。1258年以降、ローヌ川以東では、異端審問官は基本的にフランシスコ会士であった。司教と異端審問官の関係について、上記『インクィジションとフランス南部社会、13－14世紀』の Jean-Louis Biget, L'inquisition du Languedoc, entre évêques et Mendiants（1229-1329）ランゲドックのインクィジション、司教と托鉢修道士の間（69頁から）。

また、同書の Laurent Albaret 著の「Les Prêcheurs et l'Inquisition（ドミニコ会士とインクィジション）」において、異端審問官として任命された修道士は教会法上はドミニコ会の所属から離れて、教皇の特使となるため、法人の修道会としてのドミニコ会とは独立する。具体的に修道会の院長などから命令などを受けても従う義務は生じないなどである。それに、異端審問官に対して院長も司教も破門あるいはその他の教会法上の処罰を与える権限がない。任命期が終わったら、元の修道会に復帰する。厳密に言うと、修道会としてのドミニコ会もフランシスコ会もインクィジションと関わっていない。その内の修道士たちは選ばれ、任命されたにとどまる。同書、Raoul Manselli 著の『Persuasio から Coercitio へについて』において、地域別で異端審問官の出身の違いについても紹介されている。

8 Marion Sigaut, 魔女狩りと宗教裁判（La chasse aux sorcières et l'inquisition), Kontre Kulture, 2014, p.64, 第2と3章を参照。その偽造歴史の系統が詳しく記録されている。自称歴史家 Michelet の偽造物語をはじめ、イギリス人の人類学および

エジプト学者である Margaret Murray という人物が、魔女を積極的に高く評価することによって、女性主義運動の前兆と相まって、オカルト的な悪魔による新宗教の後押しをした。それ以前に、彼らがインクィジションについて引用する時に、ほぼ唯一の文献を使って、1829年の Lamothe-Langon 著作を使う（『フランスにおけるインクィジションの歴史』）が、一次文献を使うものの、大体偽造された書籍の事実を除いても、粉飾された部分も多くあったことが、確認されている。Ibid,　p.43。

9　この世にある目に見える戦闘教会ともいう。煉獄の霊魂からなる苦しみの教会と天国の聖人からなる栄光の教会と区別して、三つの教会を合わせてカトリック教会だという。

10　Marion Sigaut, 魔女狩りと宗教裁判（La chasse aux sorcières et l'inquisition), Kontre Kulture, 2014, p.47

11　Jean-Marie Carbasse, Histoire du droit pénal et de la justice criminelle（刑法史と刑事訴訟史), PUF, Paris, 2014、93項、また、188頁から。13世紀初頭は通説でいうと、訴訟制度の歴史上、教権の裁判に於いて、糾問方式の訴訟が一般化し、それを模倣した世俗訴訟となり、国王の裁判へも糾問方式は導入されたとされている。かつて Adhemar Esmein の研究がこの通説を確立させた。言いかえると、現代的には「公法」に近い発想はその時代に糾問訴訟という姿を借りて実現されていた。要するに、「おおやけ」のために、あるいは「各々の分に、各々の恩を返すこと」という意味での正義を全うするために必要である場合、「国家」あるいは「職権」側の動きで訴訟を開き、捜査し、審理をすすめることができる。Carbasse 氏も指摘するように、12世紀後半の北イタリアの幾つかの町の規定において、糾問方式の訴訟手続きに相当する基準はすでに部分的に見られているのは確かである。例えば Maire Vigueur Jean-Claude. Justice et politique dans l'Italie communale de la seconde moitié du XIIIe siècle : l'exemple de Pérouse（13世紀後半の都市国家のイタリアにおける司法制度と政治). In: Comptes rendus des séances de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres, 130e année, N. 2, 1986. pp. 312-330。ところが、Carbasse 氏も認めるように、これらの糾問方式的な規定は当事者主義を原則にする裁判において例外的に認められている。次世紀の教会の裁判においてはじめて純粋な糾問方式の訴訟ができた。
教権の裁判において、徹底的に糾問方式の訴訟が採用されたのは、歴代教皇の勅令の積み重ねによるものだが、インノケンティウス3世の勅令によってであり、特に1206年の Qualiter et Quando（X,10,5、1,　17）などがある。

最後にもう一点、指摘しておこう。前近代の法の場合、それぞれの管轄において、古代ローマのダイジェスト・提要を参考にしながら、王令、あるいは教皇の勅令が参照されているが、徹底的に実施すべき近代的な「法典」という発想はない。このように、勅令・王令などは基本的に裁判の「手続き」つまり「審理の進捗」などを規定して、その手続きによって裁判の公平さなどを保証する。刑罰の規定などは実務者と法律家の前例主義かつ法理が慣習化されて適用される。時に王・教皇はそれについて指針を与えて、近世になっていくと罪科ごとに「最大刑罰」が定められることになるが、「証拠制」で規定される必要な証拠が揃った場合、判決の中身は裁判官の裁量（仲裁・arbitraire）に委ねられる。

12　Jean-Marie Carbasse, Histoire du droit pénal et de la justice criminelle（刑法史と刑事訴訟史）, PUF, Paris, 2014、95項において、刑法上の犯罪なら、金銭あるいは交渉で解決できないという法理を指す。例えば、暗殺があった場合、以前のゲルマン法に照らして、一定の金額を払ったら、責任が問われないことになっていたが、そういったような制度の廃止と根絶は西欧ではまさに13世紀であり、ルイ9世などの世紀に始まった。また仇討ちの根絶の時代でもあった。また、13世紀というと、フランスの場合、（旧奴隷制はすでに廃っていたが）農奴制もほぼなくなる時代である。

13　再犯を防ぐため、重い犯罪の処罰としてビザンツ帝国の影響によって、中世初期（八世紀）にはこのような切断刑が広まったという。Jean-Marie Carbasse, Histoire du droit pénal et de la justice criminelle（刑法史と刑事訴訟史）, PUF, Paris, 2014、149項以降。13世紀になると、フランスの場合、鼻削ぎなどは完全に廃止されるようになり、16世紀になると耳削ぎもなくなり、その代わりに焼き鏝で刻印される刑に代わり、18世紀になるとこの刑罰を科した事例は完全になくなる。13世紀の教会裁判は糾問訴訟による実施によって育まれた手続きにより、「記録主義」というか、捜査資料、証拠制、議事録の保管などが発展していって、「再犯」を確認するために、身体上の切断罰あるいは刻印などの必要はなくなっていった。もちろん、教権の裁判において、このような世俗裁判の切断刑などは最初から皆無であった。教会による裁判で下される刑罰はあくまでも宗教上の刑罰に留まる（償い、祈り、巡礼、禁固などなど）。言いかえると、何かの犯罪で逮捕されて裁判にかかった場合、教権の管轄になると、とりあえず身体上の心配はなかった（死刑、拷問もふくめて、後述することになる）。同書、86と86Bis項を参照。

14　ちなみに、日本法制史においても基本的な訴訟方式は弾劾方式となる。それから、

「仇討ち」、「和解」などの制度も基礎となり、それから耳鼻削ぎ、入墨などの身体上の刑罰の世界であった。学術文庫の『中世の罪と罰』（網野 善彦，石井 進，笠松 宏至，勝俣 鎮夫）、瀧川政次郎の『日本法制史（上下）』、清水克行著の『耳鼻削ぎの日本史』、など。ゲルマン法と類似性について三浦周行や中田薫の名著はいまでも参考になる。

15　ローマ法では、告訴側は被告訴側の有罪性を証明できない場合、基本的に非告訴側に課されうる刑罰を告訴側に対して課される。つまり完全に「同罪刑法」が適用されていた。また Jean-Marie Carbasse, Histoire du droit pénal et de la justice criminelle（刑法史と刑事訴訟史）, PUF, Paris, 2014、2項。15項。Calumniantes ad vindictam poscat similitudino supplicii（C.Th 9, 10, 3 – CJ 9, 12,7）
Nicolas Eymerich（Louis Sala-Molins 編集）, Le manuel des inquisiteurs（異端審問官指針）, Albin Michel, Paris, 2001においても、この原則は確認できる事柄である。

16　Jean-Marie Carbasse, Histoire du droit pénal et de la justice criminelle（刑法史と刑事訴訟史）, PUF, Paris, 2014の第一章と第二章を参照。

17　例えば、13-14世紀における都市国家では、世俗裁判においての糾問訴訟への移行が典型的だろう。
Maire Vigueur Jean-Claude. Justice et politique dans l'Italie communale de la seconde moitié du XIIIe siècle : l'exemple de Pérouse（13世紀後半の都市国家のイタリアにおける司法制度と政治）. In: Comptes rendus des séances de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres, 130e année, N. 2, 1986. pp. 312-330
以上の論文を要約すると、犯罪が慢性的にあふれた時代、犯罪を減らす効果と個人による復讐行為を抑えるという効果もあったとされている。弾劾方式だと、結局、告訴する側は弱い立場にありすぎていたという。しかしながら、一番重い犯罪を別にして、多くの場合は「和解方式 Compositio」が引き続き存在していた（日本法制史に相当する和与、和解）。それから、有罪判決に至る訴訟は Perouse では非常に少なくて五分の一もなかったという。以上の要約を示す原文の一部を次に掲載する。p.320 « Face à de tels désordres, le nouveau régime se voit désarmé. Ses juges, même dûment motivés, sont très mal outillés pour réprimer des agissements auxquels le vieux système judiciaire, tout entier fondé sur la procédure accusatoire, n'oppose qu'une riposte dérisoire. Combien d'affaires qui restent ignorées des tribunaux faute de plainte de la partie lésée ? La crainte, une transaction directe entre les deux parties, le code de l'honneur

soustraient à la justice un nombre considérable d'infractions. Une plainte déposée a objectivement peu de chances d'aboutir à la condamnation du coupable12 : l'extrême formalisme de la procédure accusatoire offre mille ressources au défendeur pour repousser la plainte de la partie lésée ou pour obtenir à l'issue du procès une sentence absolutoire, la plupart des condamnations étant de toute façon prononcées par contumace. On comprend donc que le nouveau régime ait vu dans la procédure inquisitoire une parade à l'impunité dont jouit, face aux tribunaux, une noblesse qui possède par ailleurs, on le verra bientôt, l'art des mots et la maîtrise du droit. »

p.323 « Très rapidement les cours criminelles de Pérouse font un large usage de la procédure inquisitoire. Certes les juges éprouvent encore pendant quelques années le besoin d'assurer leurs arrières en sollicitant après l'ouverture de l'enquête une plainte de la partie lésée22. Cette précaution est vite abandonnée, la torture fait très tôt son apparition, le secret est même admis dans certains cas ; les inquisitiones ex officio et générales sont pratique courante dans les registres des années 1290. Du coup la procédure accusatoire recule, mais peut-être reste-t-elle davantage à l'honneur auprès du tribunal du podestat, ce qui n'est pas fait pour nous étonner. »

p.324 次の引用は、和解の事例が紹介されている。 « Mieux outillée, davantage motivée, harcelée par les exigences d'un pouvoir politique qu'obsède le souci de l'ordre public23, cette justice n'en demeure pas moins une véritable passoire : moins d'une plainte sur cinq aboutit à une condamnation ; sans doute une inquisitio a-t-elle un peu plus de chance de conduire à une condamnation qu'un procès instruit selon la procédure accusatoire mais force est de constater que des procès inquisitoires peuvent se terminer par une absolutio même quand le juge a réuni des charges accablantes contre l'inculpé, dès lors qu'une compositio est intervenue entre les deux parties24. »

次の引用は訴訟事件の類別についでである。計画的ではない慢性的な暴力による事件（喧嘩など）、それから組織化していない違反レベルの犯罪などであると。« Enfin la plus grosse partie du contentieux traité par les tribunaux, abstraction faite des infractions visées par les inquisitiones générales, résulte d'une criminalité où l'on retrouve les deux composantes majeures de la criminalité d'Ancien Régime bien étudiée, entre autres, pour la Normandie25, i.e. une

violence endémique et non préméditée d'une part, une délinquance petite ou moyenne mais non professionnelle de l'autre. »

18　日本中世あるいは欧州のゲルマン法あるいはローマ法の秩序において、訴訟などは支配者あるいは有力者のためとなる。東洋では「法」と「礼」との違いに現れるだろう。西欧において、教会法の影響と教会の影響による、そのような構造は逆転した。一例として、Jean-Marie Carbasse, Histoire du droit pénal et de la justice criminelle（刑法史と刑事訴訟史）, PUF, Paris, 2014、128項。貴族身分なら、第一に、罪を犯した場合に裁判にかかることは当然であるとして、貴族であるという理由だけで、非貴族が犯した同じ罪より、重く罰する法理（貴族身分は加重自由であったこと）が中世からできたことは典型的であろう。« Au Moyen-Âge, la noblesse est théoriquement une circonstance aggravante : **pour la même infraction, le noble encourt une plus grande peine que le roturier**. La place éminente que la noblesse occupe dans la société lui confère à la fois des droits et des devoirs : de ce fait, la responsabilité pénale des chevaliers est en quelque sorte proportionnelle à leur responsabilité sociale. Cette idée a été fort bien exposée à la fin du XIVe siècle par Jacques d'Ableiges : « Les nobles doivent reluire en leur vie et mœurs par-devant tous autres, et doivent donner à tous exemple de tout bien et de tout toute honnêteté... et les nobles sont donc plus sévèrement（grièvement）punis en cas de délit que les non-nobles... »（Grand coutumier de France, II, 4（texte adapté）. Mais les choses ont changé à la fin du Moyen-Âge lorsque les juristes, devenus « chevaliers ès lois », ont forgé à partir du droit romain une principe inverse : minus est puniendis nobilis quam innobilis, « le noble doit être puni moins sévèrement que le non-noble ». »
後述するように、中世における「異端審問」の被告人のほとんどは聖職者、貴族、有力者など、高い身分の人々ばかりである。

19　もちろん、糾問訴訟はいきなりインクィジション裁判の時に作られたわけではない。すでに世俗裁判においても部分的に使われることがあったが、徹底的に、体系化し整備されて、糾問方式の手続が定着したのはインクィジション裁判であって、近代的な訴訟手続きの基盤を築いたと言えよう。また、実際、糾問訴訟を実践し、成功したという意味でも評価に値すべきだろう（それぞれの地域において、死刑を最低限に抑えつつ、異端もなくなった）。

20　上記『インクィジションとフランス南部社会、13－14世紀』において、Jean-Louis Biget 著の「ランゲドックにおけるインクィジション－総括」において、

異端審問は「インクィジション」であるとして、その訴訟手続きが一番特徴となっていると指摘する。また、当事者主義から糾問訴訟への訴訟制度上の基盤において重要な役割を果たしたとする（488頁）。

21 Cathare の語源はギリシャ語で純粋者という意味である。純粋主義を徹底した異端である。言葉の起源について、Duvernoy Jean, Thouzellier Catherine. I. Une controverse sur l'origine du mot «Cathares»（「カタリ」という言葉の起源の論争について）. In: Annales du Midi : revue archéologique, historique et philologique de la France méridionale, Tome 87, N° 123, 1975. pp. 341-349。1169年から、正式文章に現れて、明らかに古代ギリシャ語の純粋＞「純粋」に由来している。ドイツ語で同音に重なって「黒猫」といったような嘲るための「おしゃれ」もあったという。

また、カタリという言葉が一般的になったのは19世紀以降、最近のことであって、当時はカタリとはほとんど言わなかった。「善き人」あるいは「アルビジョア」あるいは「二元主義者」あるいは「完全者」あるいは場合によって「キリシタン（ボスニアにて）」をはじめ、多くの呼称はあったが、カタリ派という呼称はほとんどなかった。Jean-Louis Biget, *Hérésise et inquisition dans le Midi de la France*（フランス南部における異端とインクィジション）, Picard, Paris, 2007, p.142 et sq.

22 異端審問を設立する勅令の中に「Inquisitio Haereticae Pravitatis」という表現で示され、異端者の不公平を捜査するための裁判所となる。教皇の直轄に置かれることから、教権の裁判所であるし、特別裁判所でもある。「捜査」を基盤にする訴訟であることも強調されている。

この意味で、「異端審問」の本質を表すために「特別捜査教権属裁判所」と意訳してみた。

23 11世紀 -12世紀の二元主義において諸派はあったが（絶対派、緩和派、中途派）、具体的に最終的には同じ結果を生む。つまり、物質の否定、秘跡と教会の位階制（と司祭職）などの否定である。カタリ派はその中に一番過激派として位置づけられている。Poupin Roland. La spécificité occidentale du Catharisme et les relations bogomilo-cathares.（カタリ主義の西部的な特徴とカタリ派とボゴミール派との交際）In: Revue d'histoire et de philosophie religieuses, 70e année n° 2, Avril-juin 1990.「次の諸引用はカタリ諸派の行方を簡潔に紹介されている。」p.163 « Quand le catharisme se survit, c'est sous cette forme moyenne, notamment en Bosnie, jusqu'au XVe siècle. Dès les années 1180-1190, le parti dyarchien

strict tend à rejeter l'influence orientale, rejet que manifeste le Liber de duobus principiis 81 . Le parti monarchien tend au contraire à accepter intégralement le dogme bogomile. Par un de ses évêques, Nazaire, l'Occident peut accéder à l'Interrogate Iohannis 82. Puis peu à peu, le monarchianisme éloignera ce parti du dualisme, l'amenant, avec Didier, à rejeter la littérature apocryphe qu'il avait introduite, et à se rapprocher des positions catholiques 83. Il est notoire, à ce sujet, que l'Interrogatio Iohannis, introduite par les monarchiens, soit — quoique diffusée dans tout l'Occident — ignorée du L.D.P. dont la théologie dyarchienne est peu compatible avec le monarchianisme de l'apocryphe. »

« Entre l'émersion, au tournant du millénaire, des groupes dualistes d'Occident, et leur effacement diversement étalé dans le temps —globalement quatre siècles après — suivant les régions et la persécution, deux tournants se dessinent : 1167, date de l'intégration plénière du catharisme à la structure bogomile, et 1190, date de l'accession définitive de Garattus à l'épiscopat monarchien d'Italie, qui marque la consommation du schisme consécutif à l' accroissement de l'influence orientale. »

p.163-164 « L'Occident a autrement compris la malignité du monde sensible, selon un dualisme plus radical, dyarchien. »

簡潔に要約されている Michel Roquebert, Histoire des cathares（カタリの歴史）, Perrin, Paris, 2002の第一章を参照。

24 「異端」と「正統」の問題について本論のその三に譲ることにする。

25 また、カバラとの接触とその相互影響があるという説も存在する。Shahar Shulamith. Le catharisme et le début de la cabale.（カタリ主義とカバラの発足について）In: Annales. Economies, sociétés, civilisations. 29e année, N. 5, 1974. pp. 1185-1210。この論文の趣旨は次の通りである。経典だけを見ると、カバラ流（ユダヤ教神秘主義）の宇宙観として類似性は確かにあると思われると。

26 12世紀後半には、フランス南西で異端が発展してきたことが確認されている。また、1177年、トゥールーズ伯爵レイモン5世は伯爵領での異端の普及による混乱や安泰への脅威を防ぐために、異端を取り除くよう、フランス国王、教皇と皇帝へ援助を頼む。1178年、異端裁判が行われて、数人の代表的な異端者の貴族らは異端罪で処刑されて一旦落ち着く。ところが数十年後には状況は深刻化していった。次の引用は以上の趣旨を示す。Moore R. I. I. Nicétas, émissaire de Dragovitch, a-t-il traversé les Alpes ?（Dragovitch 異端者の密使、Nicétas がア

ルプスを越えたのか). In: Annales du Midi : revue archéologique, historique et philologique de la France méridionale, Tome 85, N ° 111, 1973. p.88 « Mais le débat ne saurait en rester là. Dondaine eut fort raison d'affirmer que l'apparition du dualisme dragovitchien et absolu en fut un moment critique pour l'histoire de l'albigéisme et du catharisme occidental. Celui qui voudrait rejeter son explication doit en proposer une autre. Heureusement il ne faut pas chercher loin. En 1177 le comte Raymond V demande au pape, à Philippe Auguste, et à Henri I, leur aide en vue d'extirper de ses terres l'hérésie qui divisait les familles, sapait l'Eglise, niait les sacrements, et par laquelle quod did nef as est, duo etiam principia mtroducuntur, La réponse à son appel, la célèbre mission de 1178, condamne pour hérésie Raymond de Baimac, Bernard Raymond et Pierre Maurand, et ils sont convaincus, parmi d'autres griefs, de croyance en deux principe »

さらに言うと、950年ごろから1050年までの間、いくつかの異端の事件が確認されている。そのあと、50年間ぐらい、事件はなくなり、12世紀に入ると第二波が確認される。Michel Roquebert, Histoire des cathares（カタリの歴史), Perrin, Paris, 2002の第一部の第一章を参照。

よく紹介されている1022年のオルレアンでの異端者の処刑は教権の統制はあまり効かず、大衆や世俗の指導者たちは異端者の異端性が認められた途端、異端者を酷く処刑した。この段階では裁判制度はまだ存在しないで、手続き法もなくて、教会は大衆的な暴力を止めることが出来なかった一例である。上記『インクィジションとフランス南部社会、13－14世紀』において Raoul Manselli 著の『Persuasio から Coercitio へについて』を参照。

27 フランス北部とコルシカ島でも異端者は確認された。要するにかなり広い地域で確認されている。他の二元主義の異端なら、全欧州の各地にあった。Grisart M. Les Cathares dans le Nord de la France（フランス北部におけるカタリ派). In: Revue du Nord, tome 49, n° 194, Juillet-septembre 1967. pp. 509-519。あるいは、Mollat Guillaume. Les Cathares en Corse（コルシカ島でのカタリ派). In: Comptes rendus des séances de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres, 100e année, N. 2, 1956. pp. 147-150。

28 **カタリ派の起源に関して諸説あるものの、少なくとも言えるのは次のことだろう。二元主義の異端は11世紀に東ヨーロッパ（ハンガリーやコンスタンティノープルを中心）に現れて、西へ入り込んだ。北イタリアの他、フランス北部はもとより**

（貿易路でもあったために広まりやすい地域でもあるとされている）ボスニアなどにも入り込んだ。1167年、フランス南西の Saint-Felix という集落で、二元主義異端の会議があって、Niceas という東洋から来た異端の司教が司会者として、カタリ派の異端の聖職者の「叙階式」があったと記された資料が残っている（この集会についての論争があるが以下にそれについて検討する）。要するに、それらの二元主義の異端には、いくつかの分離の系統があったものの、それぞれの派閥の間につながりもあったとされている。面白いことに、フランス北部では早い段階で現地の聖職者や貴族は異端対策をした結果、あまり浸透せずに、深刻な反乱にならず比較的に穏やかな形で抑えられたのに対して、トゥールーズ周辺ではエリート（聖職者と貴族）にまでどんどん広がり、とりかえしがつかない大混乱を伴った。

1167年の Saint-Felix 会議について歴史学界では長年の論争がある。その出来事があったかどうかという論争である。Michel Roquebert, Histoire des cathares（カタリの歴史）, Perrin, Paris, 2002によると、先行研究とその論争を紹介して、この会議は実際にあったと結論する。議論の発端はその会議を紹介する史料が1223年の史料の写しであるが、1660年に出版されたことから、改竄があるかどうかという議論になった。Roquebert が指摘するように、この史料のすべての人物や史実詳細は正確であり、他の史料で傍証できる。また17世紀の出版者、Besse 氏には改竄のメリットはどこにもないことや、この会議があったとした方が当時の出来事の流れは理解しやすくなることなど、会議があった事実を認めるのための論証は多い。このような論争は文献主義の行き過ぎを示すと思われる。

要するに、あったかどうかにかかわらず、確かなのはフランス南部のカタリ派には位階制があって、一定の組織化が進み、ほかの異端との連絡も多少あったと言える。また以下の引用でわかるように、フランス南部のいくつかの異端者は十字軍によって逃亡した時、北イタリアにいた同胞異端者の方に避難した。

例えば、Šanjek Franjo. Les « chrétiens bosniaques » et le mouvement cathare au Moyen Age（中世におけるカタリ派の運動と「ボスニアのキリシタン」）. In: Revue de l'histoire des religions, tome 182, n° 2, 1972. p.132-133 bon résumé de la situation « Par l'intermédiaire des croisés français et des marchands dalmates, l'hérésie dualiste s'infiltre en Croatie, sur la péninsule italienne, en, France, dans les Flandres et en Rhénanie. Vers l'an 1167, les bogomiles bulgares et les phoundagiagites byzantins fraternisent avec les dualistes occidentaux. Les cathares croates, italiens et languedociens, que les

controversistes et les hérésiologues latins appellent albigeois, cathares, « chrétiens », manichéens et patarins, s'efforcent de connaître les textes bibliques, notamment les livres du Nouveau Testament, et réclament la liberté de la prédication. Si nous accordons foi aux sources- latines, les dualistes appartenant aux « ordres »x de Dragovitsa（dualisme absolu）,, de Bulgarie（dualisme modéré）et de Slavonie（dualisme de tendance bulgare）dominent, sur le plan idéologique, le mouvement cathare dans l'Occident médiéval; Les hérétiques de l'ordre de Dragovitsa professent les deux seigneurs sans commencement ni fin, l'un profondément bon, l'autre profondément mauvais2. Les Bulgares croient en un seul1 Dieu, bon et tout-puissant, sans commencement, qui a créé les anges et les quatre éléments1. Les dualistes slavons s'inspirent de la croyance de l'ordre bulgare, mais ils considèrent le Christ et la Vierge Marie comme des anges apparus dans la chair et affirment que le Christ n'a jamais eu de véritable corps humain ; il n'a ni mangé, ni bu ; il n'a pu être crucifié, ni mort, ni enseveli et toutes ses actions en tant qu'homme n'étaient qu'apparentes2. »
p.135 « Devant l'assemblée cathare qui, en mail 1167, réunit les albigeois et leurs coreligionnaires italiens dans le château de Saint-Félix-de-Caraman près de Toulouse, le pape Niquinta, évêque des sectaires dualistes de Constantinople1, tente la reconversion au dualisme absolu des cathares français et italiens. Il suggère aux sectateurs occidentaux de s'organiser à l'exemple de leurs semblables orientaux : »
次の引用は1167年についての会議である。Sanjek Franjo. Albigeois et « chrétiens » bosniaques（アルビ派とボスニアの「キリシタン」). In: Revue d'histoire de l'Église de France, tome 59, n° 163, 1973. p.251 **« En mai 1167, le « pape » Niquinta, évêque des dualistes absolus de Constantinople, tente la reconversion à la doctrine de son Église des hérétiques français et italiens a. Les dualistes français et provençaux, organisés en « Églises » cathares de France, de Toulouse, d'Albi, de Carcassonne et d'Agen, avaient l'estime de la population et la sympathie de nombreux seigneurs attachés à leur cause. En janvier 1208, les hérétiques albigeois assassinent Pierre de Castelnau, légat du pape Innocent III en Languedoc. Les autorités ecclésiastiques et le pouvoir civil espéraient alors qu'une expédition des croisés mettrait fin à l'hérésie dualiste dans le Midi de la France. Chassés**

par les croisés, les cathares languedociens s'acheminent vers l'exil et vont se réfugier chez leurs coreligionnaires italiens. »
以上の引用総意・ボスニアにおいての異端について、「反教会」という秘密組織が確立する。また、カタリ派の信者などは十字軍によって追放されたら、北イタリアに住んでいた同信者へ避難したと。Šanjek Franjo. Les « chrétiens bosniaques » et le mouvement cathare au Moyen Age（中世におけるカタリ派の運動と「ボスニアのキリシタン」). In: Revue de l'histoire des religions, tome 182, n° 2, 1972. pp.131 引用総意・クロアチアやボスニアでの異端運動の始まりと発展の紹介。その位階制や教義についての紹介も。結果的に、カタリと同じく、秘蹟、教会の位階制などの否定につながった。単に「キリシタン（一般信徒)」と「善き人（司祭)」と自称して、ボスニアでは、他の地域と違って取り除かることがなく、かえって一般化した。« L'hérésie cathare s'introduit en Croatie peu après le milieu du douzième siècle. Les hérétiques, à l'exemple des croisés français, empruntent la doctrine des dualistes de Constantinople et s'organisent en Eglise de Dalmatie. Chassés du littoral croate, ils pénètrent（vers 1200）en Bosnie et Herzégovine. Leur organisation prend alors le nom de l'Eglise des « chrétiens bosniaques ». Toutes les tentatives des autorités ecclésiastiques et des pouvoirs laïcs de dissiper l'hérésie dite bosniaque et de ramener à l'unité ces dissidents de l'orthodoxie romaine demeurent sans succès. Les « chrétiens » gagnent peu à peu la confiance des populations de Bosnie et Herzégovine, qui, fort attachées à l'hérésie, abandonnent la pratique des sacrements et contestent les institutions de l'Eglise romaine. Les adhérents de l'Eglise bosniaque se divisent en « bons hommes » et « chrétiens ». Les premiers, tenant les rangs de la hiérarchie, sont dirigés par le "djed", chef spirituel de tous les « chrétiens » de Bosnie et Herzégovine et l'évêque de leur Eglise. Dans son rôle de vicaire du Christ et successeur de Pierre dans l'Eglise bosniaque, le "djed" est assisté par les "strojnici"（clergé）. Ceux-ci, divisés en "gosti"（hôtes）et "starci"（anciens）, pourvoient aux besoins spirituels de leurs confrères « chrétiens » et prêtent leurs services aux maîtres féodaux dans les différentes affaires du pays. L'Eglise bosniaque avec ses auditeurs, croyants, parfaits et bons hommes entre dans le cadre du mouvement cathare. Les « chrétiens bosniaques » fraternisent, semble-t-il, avec les albigeois, s'assurent la sympathie des cathares lombards et leur "djed" a l'estime de tous les cathares occidentaux,

de telle sorte que certaines sources latines le considèrent comme leur pape. Les « chrétiens » de Bosnie et des régions avoisinantes sont-ils dualistes ? Les écrits des controversistes et des polémistes latins affirment que les partisans de l'Eglise bosniaque professaient une sorte de dualisme mitigé. Au contraire, les sources propres aux « chrétiens bosniaques » laissent entendre que ceux-ci reconnaissaient la Trinité, admettaient Jésus comme le Fils de Dieu, croyaient que la grâce est indispensable pour le salut des hommes, pratiquaient l'aumône et priaient pour leurs défunts. Ils rejetaient toutefois les sacrements, le serment et se servaient d'un rituel analogue à celui des cathares occidentaux. »

面白いことに、異端者は自分を「より良いキリスト教徒」と称して、自分こそ最初のキリスト教に回帰していると主張する。ある種の「原始主義」「回帰主義」だといえる。そのため、プロテスタントをはじめ、多くの異端は「自分こそより純粋であり、本物のキリスト教徒に近い、改革によって古に戻った」と主張する。興味深い現象であろう。「純粋な原始への回帰」を理想化するという意味において、日本の国学派運動を連想できないことはない。また革命運動と回帰主義との関係を分析するための手がかりになろう。以上の趣旨（回帰主義）は次の引用で示され る。p.132 « Au xiie siècle, une vague de courants réformistes secoue le christianisme occidental. Ces dissidents de l'orthodoxie romaine contestent l'Eglise institutionalisée liée au pouvoir féodal, souhaitant son retour vers l'Eglise des Apôtres et visant l'adaptation des institutions ecclésiastiques à la-vie évangélique dans sa simplicité primitive. »

あるいは、Pales-Gobilliard Annette. Le catharisme dans le comté de Foix, des origines au début du XIVe siècle（最初から14世紀まで、Foix 伯爵領におけるカタリ主義）.. In: Revue de l'histoire des religions, tome 189, n° 2, 1976. pp. 185

ま た、Zerner Monique. Du court moment où on appela les hérétiques des « bougres ». Et quelques déductions.（異端者が「Bougres」と呼ばれた短い時期について。それからの諸結論）In: Cahiers de civilisation médiévale, 32e année (n° 128), Octobre-décembre 1989. pp. 305-324そこに、「Bougre」という異端者の呼称があったという確認から、ブルガリアから転じた呼称であり、中東欧州から来た異端だと当時に思われたことから、つけられた呼称であった。

29 二元主義の異端は中世期を経てなくなったように見えるが、一ヵ所にて異端審問の力が及ばず異端は凱旋したことがある。これはボスニアにおいてである。そのあとはどうなっただろうか。オスマン帝国の侵略の後、異端になった人々はあっ

さりとイスラム教徒となり、現代に至ってイスラム教徒となっている（前注に引用されている Franjo 論文を参照）。

小田内隆、『「カタリ派教会」像の再検討』、立命館文学、669、98-117、2020年において、小田内氏は「対抗教会」としてカタリ派教会像は先行研究において見直されていることが紹介されているが、本稿の28注において、確かに組織化の過程は見られている。もちろん、現代の「イスラム国」のようなテロ組織のように、多くの派閥は争い、軋轢があり、分裂が繰り返されてはいるが、緩やかにも位階制のある「組織化」の過程は確認された。異端者を描いた聖職者だけの夢想であるという説は28注に紹介した事実に反するだけではなく、あまり説得力がないとみられる。なぜなら、現代にたとえてみたら、暴力団について警察官の資料だけをみて、警察官たちが「組織」としての暴力団を書いているが、彼らを迫害しているのも警察なので、夢想に過ぎないといったような説にちかい。だからといって、暴力団には位階制がないと結論するのは早いということと似ている。それにしても、小田内氏の研究は細かく異端者に関する名称などを追われており、正確であり参考にしやすい。

30　例えば、Pales-Gobilliard Annette. Le catharisme dans le comté de Foix, des origines au début du XIVe siècle（最初から14世紀まで、Foix 伯爵領におけるカタリ主義）.. In: Revue de l'histoire des religions, tome 189, n° 2, 1976. pp. 183« L'adhésion à la secte semble l'apanage de la noblesse fuxéenne dès le début du xiiie siècle. Afin de mettre un terme à l'expansion de l'hérésie, la croisade armée démunit de ses terres cette noblesse du bas comté. Les seigneurs dépossédés se réfugient dans les hautes terres du Sabartès. Là certains d'entre eux tiennent garnison au château de Montségur où ils protègent militairement les ministres de la secte5. Après la reddition de la place forte en 1244 des bûchers sont allumés pour les représentants les plus notables de l'hérésie et ceux qui n'abjurent pas leur foi les suivent dans les flammes7. » 以上の研究の趣旨を紹介しておこう。Foix 領地で異端者になっていた中心人物たちは現地の貴族であったことから、Foix の諸侯は戦争の結果、統治権を失った。土地を失った領主たちは Sabartes という山に避難した。そこで、改めて挙兵し、Montsegur 要塞で異端の聖職者を守っている。1244年、城塞の敗北に伴って、異端者の有力者たちは火刑に処せられた。

31　基本的に身分の低い者は異端審問にかかったことは無に同然だと先行研究が証明した。たとえば、Jean-Louis Biget の研究を参照。

32　観光客を勧誘するという意味で、フランス南部の地方行政は歴史と関係ないところで、学界を完全に無視したところで、カタリ派に関する神話を一から作り上げた。厳密にいうと、時代錯誤となる、ある種の革命歴史観、被差別者びいきに養われたカタリ派についての文学が存在して、それを歴史として検証せずにそのまま受け、地方振興計画といったような観光呼び込みのプログラムを行政が作った。イデオロギーとビジネスが結びついた良い事例である。Genieys William. Le territoire imaginaire du "Pays Cathare"（カタリ派の国の幻想国）. Nouvelles dynamiques du développement local en milieu rural.. In: Pôle Sud, n° 7, 1997. Elites, politiques et territoires. pp. 118-131を参照

33　「異端である」という断言に対して疑問を思う読者もいるかもしれない。というのは、なぜ「異端だと断言しきれるのか」と。これは異端の「定義」に関連することであるが、そもそも異端とは、カトリック教会の（客体としてある）教義に照らして異端だと断罪された「誤謬」を指す。この意味で「異端」という表現を使う以上、カトリック教会が断罪した「誤謬」だということになるので、「異端だ」と断言しきれる。だからといって、「異端」に対してどのように評価するかは別の問題である。

また、カタリ派に関して、それだけではなく、カタリ派はカトリック教会の秘跡を否定し、秘跡と教義を冒涜し、位階制の教会を否定した。カタリ派の「信者」は完全者を礼拝すべきであった。Pales-Gobilliard Annette. Le catharisme dans le comté de Foix, des origines au début du XIVe siècle（最初から14世紀まで、Foix 伯爵領におけるカタリ主義）.. In: Revue de l'histoire des religions, tome 189, n° 2, 1976. pp. 18

34　カタリ派による具体的な事例を挙げよう。家族単位で（つまり、家族全員が一緒に異端に入る傾向が強かった）異端になる傾向があったとみられるほか、後述する Endura の儀式も確認されている。次の引用総意。異端運動においての女性の役割について。Dmitrevski Michel. I. Notes sur le catharisme et l'Inquisition dans le Midi de la France（フランス南部におけるカタリ主義とインクィジション裁判に関する覚書）. In: Annales du Midi : revue archéologique, historique et philologique de la France méridionale, Tome 36, N° 141-142, 1924. p.294 « Les femmes dans la secte cathare.　— Dans tous les mouvements religieux, la femme a toujours joué, par son zèle et par son esprit de dévouement, un rôle considérable. Il ne pouvait guère en être autrement dans cette secte cathare du Moyen âge qui préoccupa si vivement la papauté. Se rendant parfaitement

compte de l'importance de l'aide féminine, les « parfaits » cathares, ces missionnaires hétérodoxes errants, ne perdaient aucune occasion de convertir les femmes à leur cause. »

p.300　次の引用は、カタリ派の「司祭」が自殺行為を促していた事例であり、つまり「Endura」の一例である。« Pour prévenir toute rechute damnable dans l'état imparfait survenant après le « consolamentum »（appelé aussi l' « hérétication »）qu'elles avaient reçu au cours d'une maladie, les femmes se soumettaient courageusement à l' « endura » à la mort volontaire par l'asphyxie ou par le jeûne. La lenteur de la mort par inanition n'arrêtait pas les femmes devant cette forme de suicide. Une femme de Coustaussa se met en « endura » et ne prend d'autre nourriture que de l'eau pendant douze semaines5. »

p.301　次の引用も「Endura」の一例であり、母と嫁が子供と夫を死なせることを「助ける」事例である。« Guillelme fut délivrée de ses souffrances terrestres*. Aussi les femmes se chargeaient-elles courageusement d'accomplir la triste besogne de surveiller leurs parents « hérétiques » afin d'éviter qu'ils ne prissent ni à boire ni à manger. La mère de Condors, de Vacquiers, ayant été « hérétiquée », le « parfait » enjoint à Condors de ne donner à la vieille aucun aliment. A l'insu de sa fille, la mère parvient à prendre quelque nourriture. Alors, Condors arrache de la moribonde le consentement de se faire « hérétiquer » pour la deuxième fois »

p.301-302 母が子を餓死させる事例も確認されている « Les mères dans le genre d'une Alazaïs "de Fais, de Merlat, qui veilla jalousement à ce que son fils « hérétique » mourût de faim S avaient　— on n'en doute pas　— le cœur cruellement partagé entre ce qu'elles croyaient être feur devoir envers Dieu, et leur devoir naturel de mère. L'esprit fanatique est le même chez la mère de Guibert de Nogent et chez celle de Théodore de Stoudion, abandonnés tous les deux, par leurs parents et consacres à Dieu »p.303 « La famille dans la secte cathare. — Que le culte des idées et des croyances cathares se soit transmis avec une facilité étonnante au sein des familles, c'est ce que remarquait déjà Charles Molinier, qui parle d'un « héritage hérétique de famille* ». Cette affirmation peut être confirmée par toute une série d'exemple »

35　さらに言うと、子供を餓死させたりする事例も確認されている。カタリ派には「Consolamentum」という偽りの秘跡があったが、洗礼になぞって、死ぬ直前に

完全者より「Consolamentum」を受けたら必ず救われるという儀式と信仰であった。しかし、受者は受けてから清められたということだが、もう一度穢れないように、一切食べ物を食べてはいけないという掟もあった。したがって、場合によって、病気であった子供でも Consolamentum を受けさせて回復しそうとなっても、糧を与えないまま、死なせたりした。次の引用はその一例を示す。Pales-Gobilliard Annette. Le catharisme dans le comté de Foix, des origines au début du XIVe siècle（最初から14世紀まで、Foix 伯爵領におけるカタリ主義）.. In: Revue de l'histoire des religions, tome 189, n° 2, 1976. p.189 « Les dépositions, relatives à des faits postérieurs à 1244, signalent l'association au consolamenlum d'un jeûne prolongé aboutissant à la mort. Aucune mention antérieure de cette pratique, utilisée seulement après cette date, n'est expressément décrite. En général, il est rappelé que les mourants « consolés » ont été transportés dans les maisons hérétiques4. **Après 1244, dans le Sabartès, les parfaits interdisent l'ingestion de toute nourriture au malade ou au mourant ayant reçu le consolamenlum. L'eau pure est la seule boisson autorisée5. 1244年　以　降、Sabartes 周辺では、Consolamentum を受けた病者あるいは瀕死の人が食べ物を摂取することを完全者が禁じた。**Cette pratique porte le nom d'endura et représente, au dire des parfaits, une sorte de pénitence « qui ôte le mal que l'on fait en ce monde »6. »　ある一例で、1244年以降の証言において、Sabartes という地方では完全者は Consolamentum を受けた人に食べ物を取ることを厳禁していた。まさに Endura という掟であり、清い水だけが与えられたという事例である。

Endura について興味深い現象がある。学界において長年、Endura が存在しないと言われてきた。教権派のインクィジション称賛の行き過ぎを示すためによく利用されてきた一例だが、研究の進展により、このような事例が確認された。例えば、Michel Roquebert, Histoire des cathares（カタリの歴史）, Perrin, Paris, 2002という名著において、Roquebert は第一章において Endura なんか出鱈目だとさえ記すのに（22頁・講談社選書メチエの和訳にて47頁）、482頁には（和訳、715頁）、いつのまにか、「Endura」という表現をあえて使って、Endura の一例を示してしまう。

36　ちなみに、時々、インクィジション裁判などではカタリ派の経典などすべて焼かれたせいで、カタリ派は何であったかわからなくなってしまったということも言われているが、それは間違いである。インクィジションは何も焼かなかった。資

料がいまだに多く残っている（次の論文を参照）。

Delaruelle Étienne. Le catharisme en Languedoc vers 1200 : une enquête（1200年の Languedoc においてのカタリ主義を捜索する）. In: Annales du Midi : revue archéologique, historique et philologique de la France méridionale, Tome 1, N° 1, 1989. Langue et littérature d'oc et histoire médiévale. p.161« **On ne saurait ici soutenir que l'Inquisition a détruit en masse ces ouvrages hérétiques. Non seulement parce qu'il est toujours possible de dissimuler à une police, surtout à l'époque des manuscrits, des livres suspects il suffit de penser à tous les ouvrages hérétiques des premiers siècles conservés par exemple sous d'autres noms mais encore parce que le silence des documents s'y oppose. Les apologistes catholiques en effet auraient signalé les écrits hérétiques s'il y en avait eu; et le fait est que Burce nomme le Stella; leur silence est d'autant plus de poids que plusieurs, du moins en Italie Moneta, Rainier sont des cathares convertis. De même que les enquêtes inquisitoriales auraient signalé les ouvrages confisqués et brûlés. Or il est dans ces registres peu d'allusions à une littérature catharre.** つづいて、一部和訳。「インクィジション（異端審問）は異端の多くの書物を破壊したことを肯定することはできない。まず、破壊しようとした意図があったとしても、当時が写本時代であったことを考慮すれば写本を隠すことは非常に容易であった。紀元後まもなくの諸世紀の多くの異端の書物が題目を変えたりして現代まで残されたのだから何も残らないわけがないことは想像に難くない。それにもまして【異端の書物を処分したという】当時の資料の記載は皆無である。もしも、このような典型的な書物が存在したのなら、カトリック擁護者たちはその存在をコメントしたに違いない。たとえば、Burce 氏は Stella という数少ない異端経典を引用していることは典型的だろう。そして、このような記載の皆無の意味は非常に大きい。というのも、異端を叩いたイタリアでの Moneta あるいは Rainier というカトリック擁護者は元カタリ異端者であったから、異端審問の判事になって、もしも経典などが没収されて焼かれたことがあったのなら、捜査の資料にはその記載が残っているはずだが、何も残っていない。」» 要するに、異端審問は本を焼かなかったと先行研究は断言する。カタリ派の書物はそもそも殆どなかったという実態であった。以上の引用にはもう一つの要素が窺える。異端審問の生真面目な手続きへの遵法と資料の作成という要素も窺える。

それから、すでに1200年の時点で既にカタリ派が過激的な異端であったことも分

かる。

37 カタリ派の経典などを見ると、聖書を間違った読み違えによって正当化しようとする二元主義説の挙句、異端が諸派に分離していく。このような状態は聖書への自由解釈（自由検討）に伴って、有害な結論が生まれて、社会的な影響まで及ぼしたということになる。

例えば、誤謬の解釈について、Thouzellier Christine. 1. Les cathares languedociens et le « Nichil »（Jean, 1, 3）（Languedoc のカタリ派と「Nichil」（ヨハネ、1,3）について）. In: Annales. Economies, sociétés, civilisations. 24e année, N. 1, 1969. pp. 128-138

あるいは、Delcor Mathias. L' « Ascension d'Isaïe » à travers la prédication d'un évêque cathare en Catalogne au quatorzième siècle（Catalogne において、14世紀のカタリ派の司教の説教を通じての「イザヤの昇天」経典の姿）. In: Revue de l'histoire des religions, tome 185, n° 2, 1974. pp. 157-178

38 Jean Sévilla, 画期的な闘士なる著作叢（Ecrits Historiques de combat – Historiquement incorrect）, Perrin, Paris, 2016, p.69

39 繰り返しになるが、カトリック信仰を否定する異端にとどまらず、根本的に社会への破壊力のもった有害な運動でもあった。次の引用は以上の趣旨を示す。

Albe Edmond. L'hérésie albigeoise et l'inquisition dans le Quercy（Quercy 地方においてのインクィジションとアルビ異端）. In: Revue d'histoire de l'Église de France, tome 1, n ° 3, 1910. p.273 « Ceux qui jugent sévèrement l'évêque de Cahors et ses imitateurs dans leur soumission à Simon de Montfort ou au roi de France oublient aussi que les » hérétiques étaient répandus partout, en très grand nombre 2, et que l'hérésie albigeoise n'était pas seulement une doctrine opposée au Credo de l'Église romaine, mais encore une doctrine destructive de la société et de toute société. »

また、トゥールーズ地方の全体図でいうと、Dossat 氏の代表的な研究によると、インクィジション裁判がかなり活発であった1245-1246年の激しい一年の間、5471人が出廷したとされる。ところが、異端者という判決が言い渡された被告人の内に、死刑の割合は次のような構成となっている。一人の死刑が出たら、10人は禁固、100人は軽い宗教上の償いといった割合であったと Dossat 氏が見積もっている。この趣旨を示す一部の原文を以下に示した。

« L'auteur a pu suivre quelques-unes de ces enquêtes, en particulier celle que mena Bernard de Caux dans le Lauragais et la région de Lavaur en 1245-1246;

en neuf mois et demi de travail effectif, 5471 personnes furent convoquées à Toulouse et au cloître de Saint-Sernin; elles comparaissaient devant des greffiers, en présence de témoins. Beaucoup de gens n'avaient aucune révélation à faire mais ils prêtaient un serment qui les engageait et leurs noms étaient inscrits sur les registres; ceux qui étaient convaincus d'hérésie étaient condamnés. D'ingénieux rapprochements entre les registres des enquêtes, les livrée des sentences, les rôles d'encours ont autorisé M. Dossat à avancer qu'à l'époque qu'il envisage, pour 1 condamnation à mort, 10 ou 11 peines de prison étaient prononcées（la plupart des condamnations à la prison perpétuelle n'étant pas appliquées à la lettre）et que, 100 fois, était simplement ordonné le port de croix jaunes sur la poitrine et entre les épaules sanction qui paraît avoir été peu efficace. »

次の引用では、南フランス、世俗裁判での拷問慣習の余波を受けて異端審問の際、拷問が実行されたのは1260年以降であったと。« La torture ne semble pas avoir été utilisée dans le Midi avant 1260. A l'opposé, la consultation des prélats et autre boni viri qui devaient prêter conseil et assistance aux inquisiteurs prit une importance croissante vers 1271, elle intervint entre la confirmation des aveux et la notification du verdict, de sorte qu'elle ne fut plus réduite à une simple confirmation de la peine proposée par les inquisiteurs. La modération relative, la hiérarchie des sanctions plaident en faveur de la justice inquisitoriale, surtout si l'on rappelle qu'en une seule journée du printemps 1249, un Raymond VII faisait brûler de sa propre autorité, non loin d'Agen, 80 hérétiques davantage, note M. Dossat, que Bernard Gui toute sa longue carrière. »

異端審問の際、異端者の財産が没収されることがあった。ところが、没収された財産は王権の利益にも教会の利益にもつながらなかった。なぜなら、実際に没収された財産は少なかったという史実があると確認されているからである。異端者はエリート層であったから、財産が多かったが、ほとんどの場合、代表的な異端者を処刑するものの、彼の家を守るべく、その財産の没収を最低限にして、家族の残りの全員を裁判にかけなかった（連座制といった制度はなかった）。次の引用は以上の趣旨を示す。« Les biens des condamnés au bûcher et à la prison étaient confisqués par l'autorité temporelle, en l'occurence par le comte de Toulouse ainsi que par quelques évêques qui réussirent à se faire reconnaître

des droits sur les biens qui dépendaient du patrimoine de leurs églises. Une administration des encours fut mise en place par Raymond VII, dispersée, puis reconstituée à partir de 1253. **Les profits furent médiocres. Il était nécessaire, d'abord, de sauvegarder les dots des épouses et les droits des créanciers; en ce cas, les officiers du comte de Toulouse prirent l'habitude de laisser aux ayant droit la jouissance des biens des condamnés jusqu'à l'amortissement complet de la créance. »**

40 ロザリオという現代でも基本的な祈祷の発展においても有名な聖人である。

41 なぜかというと、神学と公教要理によると、同意して洗礼を受けてはじめて天国の門が開かれる。イエズスは人類を贖罪したからといって、各人の同意がなければ救われないとされている。ようするに本当の意味での心の回心だけがカトリック教会にとって意味があるのである。つまり形だけではなく、行動をも積極的に改めようとして、キリストに従おうとしない限り、天国に行くことはできない。だから、形式的な改宗が求められていないのは当然のことである。人々はそれぞれの動きで啓示を受けようとしない限り、なんともならないので、強制的な洗礼は厳禁である。当然ながら、このような回心は必ず形式的な結果をも伴うことになるというまでもない（秘跡に与かる、祈る、施しをするなど）。

42 ちなみに、歴史上の強制的な改宗としては、世俗者シャルルマーニュ皇帝が行ったサックス族の征伐ぐらいである。スペインにおける異教徒の追放の王令は時々強制的改宗として評価されることがあるが、厳密にいうと違っているし議論の余地がある。ともかく、世俗社会の決定であったことに変わりがない。教会側はそれを厳密にしている。

43 一点だけ指摘しておこう。一般的に、フランス国王が南部の領地を手に入れるために十字軍に参加したとよく言われているが、これは史実に背く。また現代的な事実を過去に投影することも時代錯誤である。そもそも、レイモンド伯爵が十字軍の援助を呼びかけて、現地の Trencavel に仕向けさせようとしていたが、最終的にレイモンドの思惑がひっくりかえされた。むしろ、フランス国王は十字軍に参加することに積極的ではなかったし、遅くなってから参加したに過ぎない。凱旋してもレイモンドの統治権を維持した。たとえば、Jean-Louis Biget（論文集）, Hérésise et inquisition dans le Midi de la France（フランス南部における異端とインクィジション）, Picard, Paris, 2007

十字軍の展開について Roquebert, Histoire des cathares（カタリの歴史）, Perrin, Paris, 2002を参照。参考までに、簡単に次のようにまとめておこう。

封建制上の戦争と重なり、十字軍も加わった。簡単に言うと、当初、フランス国王（フィリップ二世）は十字軍への参加について非常に消極的であり、ほぼ兵士を送らない。シモン・ド・モンフォールは1206年から1215年までかなり多くの勝利を収めるが1215年から逆転となり、負け始める。それからフランス国王として即位したルイ8世は積極的に十字軍に参加することになって1229年に戦争は終わる（パリ条約が結ばれる）。面白いことに、フランス国王自身が南部に到着すると戦いはなく、現地の領主たちは相次いで降伏していく（神聖なる王としての性格はこの出来事で窺えるし、具体的な効果があったことも確認できる事実である）。1249年までレイモンド7世はトゥールーズ伯爵となるが、継承者を設けないで、条約に従って、1249年からフランス王室の新王なる Alphonse dePoitiers は領主につく。1271年から、Alphonse de Poitiers が亡くなり、継承者を設けなかったため、フランス国王の王領（直接に統治する領土）となる。異端審問の制度は Alphonse de Poitiers の時代まで現地の非協力などがあったりして、苦労する。それ以降、異端審問はより効率的に機能する。カタリ派の異端について、十字軍が終わった時、異端勢力として負けたものの、まだかなり強かった。1242年、Avignonet にて、異端側の領主による異端審問官の無断暗殺が行われた結果、十字軍の時代から異端側についた領主と反逆していた領主たちの要塞であった Montsegur への封建的な戦争が開始され、それ以降、軍事力としての異端はなくなった。

以上は粗筋にすぎず、封建制の中世であり、かなりもつれた「国際関係」にあったフランス南部であったので、現代人の目には理解しづらいところもあろう。

44 異端などは政治犯あるいは意見罪ではない。第二部でも触れることにするが、上記『インクィジションとフランス南部社会、13－14世紀』においての Jacques Paul による『ベルナール・ギー異端審問官の思考法（Mentalité de l'Inquisiteur : Bernard Gui）』において、139頁に、異端審問官は十分な証拠があり、確認できる出来事がある時にだけ判決を出せるということが分かる。つまり、意見でも思想でもなく、客観的に確認できるいくつかの事柄を証拠に裁判は運ばれた。例えば、異端の儀礼に預かって、異端の秘蹟を受けたかどうか、完全者を積極的に助け、庇い、泊めさせかどうか。ベルナール・ギーの書物に於いて、これらの事柄はリストアップされており、どれほど証拠として価値があるかどうかが論じられ、異端審問官は自分の確信あるいは信念によってはいけないとし、証拠を集めて、教会法を適用する単なる道具であるという精神をもったと Jacques Paul は説明する。また同書の Annette Palès-Gobillard の『異端審問官、「異端審問の実務」

の著者なるベルナール・ギー（Bernard Gui inquisiteur et auteur de la pratica)』において、史料を見る限り、ベルナール・ギーの下した判決集を分析した結果、無罪者に間違って判決を出したことはないと結論して、非常に公平的に裁かれたと結論されている。

45　教権裁判所も教会裁判所も「Tribunal ecclésiastique」の訳にしている。

46　地域別に勅令は発せられて、1231年の勅令はローマ都ドイツ南部地域向けであり、北イタリアとフランス南部向けの勅令は1333年となる。

47　中世期のインクィジション裁判の展開においては、いくつかの時代があり、組織のいくつか危機もあった。それぞれの修道会の間の争い、あるいは教皇が変わる場合のインクィジションに対する態度の変遷。次の諸引用はこの流れを簡単に紹介している。Guillemain Bernard. Une synthèse sur l'Inquisition : Dossat（Yves), Les crises de l'Inquisition toulousaine au XIIIe siècle（1233-1273), Imprimerie Bière Bordeaux, 1959. In: Annales du Midi : revue archéologique, historique et philologique de la France méridionale, Tome 73, N° 53, 1961. pp. 106-111p.107 « Cette nouvelle intervention pontificale annonçait ce que M. Dossat a appelé la grande crise de l'Inquisition * : du milieu de l'année 1249 au début de 1255, les Dominicains s'effacèrent; leur désir d'indépendance s'opposait à la volonté du pape de surveiller leur activité. Mais l'office ne fut pas supprimé : il continua de fonctionner sous la direction des évêques avec des juges L'auteur a bien mis en évidence les caractères de cet épisode méconnu. Les Frères Prêcheurs ne reprirent leurs responsabilités qu'après l'avènement d'Alexandre IV; les instances du nouveau comte de Toulouse, Alphonse de Poitiers, valurent au comté de les retrouver avec une avance de quatre ans sur le reste du royaume à l'ensemble duquel la crise s'était étendue; encore le contrôle du tribunal était-il attribué au prieur du couvent de Paris car les chefs de l'ordre, dans le Midi, n'avaient manifesté aucun empressement à relever le fardeau. Cependant, les inquisiteurs obtinrent de travailler dans des conditions dont ils n'avaient jamais bénéficié auparavant : autorisés depuis le 7 juillet 1256 à se relever mutuellement des irrégularités qu'ils pouvaient commettre, ils étaient pratiquement indépendants de leurs des évêques et même des légats. Dans sa conclusion, M. Dossat que la Papauté, à laquelle il est courant de reconnaître la police de la foi au xiie siècle, avait abdiqué en leur faveur; ce furent les abus qui s'ensuivirent, les plaintes des populations méridionales, les incidents, qui

Clément V à exiger, de nouveau, la collaboration des juges et des ordinaires »
p.108 « La tâche des inquisiteurs était double : engager les poursuites contre les hérétiques et leurs fauteurs, procéder à des interrogatoires généraux afin de déceler la moindre trace d'hétérodoxie. »

48 それ以前の時代には、司教が捜査権を持った。また13世紀の間、時期と地域において変遷があったが、最終的にほとんどの場合、托鉢修道会士が担当した。司教と世俗権との協力はスムーズにできた時期でこそ、効果のあった裁判所となった。上記『インクィジションとフランス南部社会、13－14世紀』においての前記のJean-Louis Biget の論文を参照。

49 Marion Sigaut, 魔女狩りと宗教裁判（La chasse aux sorcières et l'inquisition), Kontre Kulture, 2014,p.75

50 当時の教皇の対策をも味わえる。寛大であると同時に毅然ともしていた。例えば、処刑された被告者はローマへ逃げて教皇の下に特赦を乞いに行ったりしていた（そして特赦が与えられていた）。
Dossat Yves. II. Innocent IV. Les habitants de Limoux et l'Inquisition（教皇Innocent 四世、Limoux の住人たちとインクィジション裁判）. In: Annales du Midi : revue archéologique, historique et philologique de la France méridionale, Tome 61, N° 1-2, 1948. pp. 80-84を参照。次の引用は教皇のところへの逃亡と特赦の判決の一例である。
p.81 « La démarche que nous venons de mentionner n'a rien d'étonnant. Nombreux étaient ceux qui prenaient alors le chemin de la Curie dans l'espoir d'échapper aux conséquences des poursuites inquisitoriales. A cette époque, Innocent TV a dirigé effectivement la répression de l'hérésie et n'a pas voulu que la délégation de pouvoir accordée par le Saint- Siège soit une simple fiction. Faisant preuve d'un esprit de conciliation qui n'excluait pas la fermeté7, son action s'est manifestée dans des sens divers, soit pour veiller à ce que les poursuites ne se ralentissent pas, soit au contraire pour accorder des mesures de grâce ou de clémence.. Ces interventions furent peu goûtées des dominicains. Ils y virent une grave atteinte à leurs prérogatives, aussi firent-ils adresser au pape et aux cardinaux (14 juin 1245) une supplique rédigée par.de nombreux prélats réunis à Béziers8. Les suspects et les contumaces se rendaient par tous les moyens à la Curie romaine comme pour y chercher un refuge; beaucoup obtenaient des pénitenciers des lettres qui leur permettaient

d'échapper aux pénalités les plus graves : l'autorité même des inquisiteurs était atteinte9 »

51 Marion Sigaut, 魔女狩りと宗教裁判（La chasse aux sorcières et l'inquisition), Kontre Kulture, 2014,p,p.79。上記『インクィジションとフランス南部社会、13－14世紀』において前記の Palès-Gobillard をはじめて多く確認できる。

52 上記『インクィジションとフランス南部社会、13－14世紀』において Patrick Henriet『Historiographie. L'Inquisition, tribunal répressif ou pénitentiel ?（異端審問は弾劾するための裁判か、改悛の裁判か？）』を参照。

53 多くの異端者は現地の権力者と権威者に守られた事実があったからだ。あるいは、有害な異端者はエリートの一員であったので、一般的な手続きで、もはや起訴になりそうになかった。
ただし、以上の構造は必ずしもいつも採用されたわけではない。司教でありながら異端審問官もいたし（Bernard de Castanet)、また世俗権に依存しなくても、領主と司教との協力などは必要であった。牢屋（いわゆる「壁」)、異端審問官とその部下たちの待遇、刑事という面でも、教区と領主の協力抜きに審理を進めることは難しかった。

54 上記『インクィジションとフランス南部社会、13－14世紀』において Bernard Gui の他、Fourier、Bernard de Caux の個別研究があり（一応、史料を残した異端審問官全員)、または Bernard de Castanet などについて詳しく紹介されている。いずれも生真面目に勤勉に努めて、公平に接したと研究家たちが結論する。

55 Ibid,p.76。また、Jean Sevilla（監督）, L'Eglise en procès（裁かれているカトリック教会), Tallandier, 2019を参照(p.143)Robert le Bougre は終身禁固に処された。1239年、Robert が250人の異端者を処刑したので、教皇が捜査を開始して、その結果、乱用が確認されて Robert が罰せられた。

56 詳しい手続きを知るには、Nicolas Eymerich（Louis Sala-Molins 編集), Le manuel des inquisiteurs（異端審問官指針), Albin Michel, Paris, 2001を参照。1376年、Nicolas Eymerich というドミニコ修道会士が作成して、1578年、Fransisco Peña によってコメントされる。インクィジション裁判の手続きを細かく規定していて、またその流れと目的をよく示している。以上の出典には全文の仏訳が載っていない。原文は三部から構成されているが、第一部は信仰の在り方と異端に関するあらゆる教会法、勅令の文章とカトリック教義である（聖書、教父たち、最初の数世紀の公会議の法令から13世紀の法令まで、また皇帝による法令も載っている。つまり、信仰は何であるか、異端は何であるか、またなぜ信

仰に対して危ないか、そして異端者に対して訴訟手続きを開くことはなぜ正統であるのかなどのテーマが記されている。また異端者はどういった組織、やり方、人脈などをもっているかなど)。神学的に難しいので、この第一部は以上の出典に載っていない。第二部は三つの部分で構成される。一、歴史上の異端に対する教会の戦いを網羅的に描写する。そこまでの手続きやそれに対する刑罰など（つまり、法学上の装置と手続き)。二、歴史上にそのときまで出てきた異端を細かくリストアップして紹介する（異端者と誤謬を確定するために)。三、そこまでの神学と法学を踏まえて、インクィジション裁判の具体的な裁判権やインクィジターの権限などを紹介する。この三の部分だけは、以上の出典に載っている。第三部は裁判の手続きそのものであり、全文が載っている。非常に興味深いので参照を勧める。

『異端審問官指針』について多くの間違った記述がみられるため、直接読むことが重要であると思われる。それを示すために、本論のその三において少し触れることにする。

57　この意味で、裁判として司教と独立していても、司教との協力抜きにはうまく機能できなかった。

58　Ibid. さらに言うと、その前の段階もあった。現地の領主、あるいは世俗上の権力者にまず捜査官が訪問して、その協力を得る。インクィジション裁判が成り立つために、世俗の協力が必要であることを示している。

59　Nicolas Eymerich（Louis Sala-Molins 編集), Le manuel des inquisiteurs（異端審問指針), Albin Michel, Paris, 2001の構成においても確認できるように、カトリックの信仰はキリストから明白に規定されており、信条なども明らかに述べられているので、異端ということは客観的に定義することができる。裏を返せば、江戸時代のカトリックへの根絶政策（禁教）もカトリック信仰の明白さを客観的に認定できる特徴があることを示している。というのも信仰を捨てさせるために極刑が信徒にかけられたことはそのことを示す。

60　SOMME THÉOLOGIQUE（神学大全)IIa IIae Pars “ARTICLE 3: Doit-on tolérer les hérétiques? 異端者を黙認してもよいのか？

61　1206年、X、2, 23, 14。「犯罪の場合、どれほど信憑性の高い推定でも、単なる推定に基づいて有罪の判決を出せない。」Jean-Marie Carbasse, Histoire du droit pénal et de la justice criminelle（刑法史と刑事訴訟史), PUF, Paris, 2014、90項より。

62　いわゆる「世俗の腕」のことである。よく言われるのは、世俗の腕に譲られたら

自動的に死刑となることになるはずだが、上記『インクィジションとフランス南部社会、13－14世紀』において前記 Patrick Henriet の論文において、世俗の腕に譲る際、Eli Griffe の先行研究を思い起こし、その渡し文において「インクィジションはほとんどの場合、死刑にも切断刑にもならないように世俗裁判に頼む」という文言が用意されている。言いかえると、「焼け」とは教会が言わず、世俗刑罰を判決できないとして、また被告人の改悛を得られなかったとして、世俗裁判に譲ることになったとする。Jean-Marie Carbasse, Histoire du droit pénal et de la justice criminelle（刑法史と刑事訴訟史）, PUF, Paris, 2014 においての86項また137項で思い起こされるように、教会法の原則には「**Ecclesia abhorret a sanguine（教会は流血が大嫌いだ）**」ということがあった。

63　当時、教皇の勅令や公会議の文章において、異端罪を指して「天主に対する大逆罪」に相当するとされていた。つまり、世俗社会において一番重かった大逆罪（国王に対する反逆）を想定して異端罪に例えられていた。それを考える時、インクィジション裁判にかかって、有罪だと認められても、火刑台に送られた異端者の少なさを見て、インクィジション裁判の温度が推測できる。なぜなら、世俗裁判で反逆罪でかかった場合、死刑はほぼ決まっていたからである。

64　現代の国々では、テロ罪の被告人の取り扱いを見ていても、かなり厳しい装置や扱いがされることは少ない。

65　44号の脚注を参照

66　上記『インクィジションとフランス南部社会、13－14世紀』において Jacques Paul 著の『13世紀の Carcassonne における糾問訴訟制度』。この容赦の時期は法律上の規定だけではなく、最初から実施されたことは確認されている。同書同著者の「Carcassonne 司教の裁判所」において、再犯の人であったとしても容赦の時期に来たら、すべて免罪となっているようであると記されている（原則として、再犯なら、免罪できなかったのだが）。

スペインのインクィジションの場合、容赦の時期は1ヵ月を遥かに超える事例もあった。例えば、Bartolomé Bennassar, L'Inquisition espagnole XVe-XIXe（スペインのインクィジション、15-16世紀）, Hachette, 1994の178頁、1526年、3年容赦の期間が与えられている。元イスラム教との関係もあって、洗礼したのにイスラム教の礼拝などをつづけていた村を対象にした容赦であった。改める時間を与えるためであった。つまり、15日間は最低限の期間であった。

67　Nicolas Eymerich（Louis Sala-Molins 編集）, Le manuel des inquisiteurs（異端審問官指針）, Albin Michel, Paris, 2001を参照。また、p.149を参照。そこに出てい

る面白い一点を紹介しよう。次の場合が想定されて、インクィジターがどのように反応すべきかという文章がある。

自発的に異端者がインクィジション裁判の下へ明かしに来る場合を想定しよう。そこで、異端者は「告解の秘跡」をインクィジターに頼む（必ず神父でもあるから）。ところで、その場合、指針の規定によると、告解を聞くことを拒否すべきであるとして、他の神父に送るべきだと規定されている。なぜだろうか。それは、告解中に共犯者のこととか、儀礼のことか明かされたら、今度の手続きと捜査の間、これらの情報を一切使えないことになるからである。告解の秘密の封印は司祭にとって何よりも守るべき秘密義務である。従って、裁判官としてこのような告解を聞くことを拒むべきだとされている。というのも、告解の間、無視しづらい情報が明かされた時、そのあとの捜査において影響が出る可能性も高く、スキャンダルの危険もあるので、拒むべきだと。裏を返せば、どれほど告解の秘密は厳格に守られているか、また捜査があるからといって、絶対に秘跡へ損を与えてはいけないといった特徴がみられる。

68　Nicolas Eymerich（Louis Sala-Molins 編集）, Le manuel des inquisiteurs（異端審問官指針）, Albin Michel, Paris, 2001に参照。興味深いことに、「赦しの期間」、証言があった際、証言者の正体は厳格に未公開のままであった。しかし、証言者は異端者を起訴することもできて、つまり、**当事者主義の手続き（弾劾方式）を開けることもできた。**ところが、その場合、「同罪刑法」が適用されたから、告訴人は被告人の犯罪を証明できなければ、死刑になる恐れがあったことから、インクィジターは「証言者」になるべく起訴しないように努めていた。

69　Nicolas Eymerich（Louis Sala-Molins 編集）, Le manuel des inquisiteurs（異端審問官指針）, Albin Michel, Paris, 2001、p.192 et sq。このような手続きは異端審問裁判が成熟した時期に達してうまく機能していた。1230年代と1240年代は大筋でいうと以上の手続きが取られていたが、まだ生成時期であった。

70　Ibid. また被告人でも証言者でも「質問（拷問）」を受ける場合、少なくとも四人が立ち会っていた。インクィジター、一人の公証人（単なる記録ではなくて、法律上に強い価値を持っていた公証を作成する職）、それから二人の捜査立ち合い者（質問などの流れや取り調べの中身を確認していた。また、手続きに対して違反はないように保障するための制度でもあった）。

71　裁判の進行の秘密主義にはいくつかの理由があった。第一に、異端者たちはほとんどの場合、有力者であり、人脈もかなりあったので、証言者の正体がばれたら、仇討ちあるいは脅威あるいは圧迫の対象になり得た。また、逆に言うと被告人は

無罪を認められた場合、彼の名誉は損なわれないためでもあった。現代のテロ対策あるいは暴力団の捜査などが「非公開」、または告発者の正体の秘密主義と似ていると言えよう。

72 Marion Sigaut, 魔女狩りと宗教裁判（La chasse aux sorcières et l'inquisition), Kontre Kulture, 2014,p.76-77

73 異端罪の特徴にも由来している。厳密にいうと、異端罪を犯すために、異端説を理解している上に、積極的に頑迷に異端説に同意して初めて異端罪になる。だから、異端的な行為が十分に確認されても、告白・自白なしに判決を出せない原則があった。Nicolas Eymerich（Louis Sala-Molins 編 集), Le manuel des inquisiteurs（審問官指針), Albin Michel, Paris, 2001の p.223には、それについての興味深いケースが紹介されている。被告人は異端者である証拠があると想定しよう。つまり、証言者が多くおり、たとえば、異端の儀礼に参加することが確認され、異端説を公に訴えていて、異端者との友情関係や異端者優遇していることが確認されているという場合が想定されている。ところが、被告人は自白しないまま、審理が終わった時、インクィジターはどうすべきか。このような場合、拷問にかけることもできない（十分な証拠がすでに揃っているからである)。自白していないので、異端罪として確定できない。ところが、証拠が多くて異端者であることは皆、確信するようになってしまった状態である。どういった判決を出すべきか。世俗裁判に譲るべきだとされている。ただし、その前に、あらゆる手段を使って、自白を求めるべきだと勧められている。仲間や証言者と（弊害がない場合）顔合わせをしたりして、赦しの機会をインクィジターから何度も与え、それでも告白しなければ、治安を守るためにしかたなく世俗裁判（＝火刑台）に譲る。ただ、この場合に限って、厳密に言うと被告人は無罪である可能性は皆無ではないと Eymerich が注意する。そこで、火刑台の前に、被告人がいきなり告白したらどうすべきか。法律家や神学者の意見が分かれるが、それでも火刑台に送るべきだと Eymerich が説明する。なぜなら、非常に長い審理を通じて自白したらすぐ赦され、何度も何度も火刑台を免れたのに自白してこなかった被告人である。証拠が確かなことから可能性が低いものの、被告人は本当に無罪であったのなら、罪を犯していない罪を明かすことになってしまい、つまり重い嘘になる。この場合に限って、いずれも火刑台の前に告白されて特赦を与えたら被告人のためにもならないし、治安のためにもならない（司法制度の脆弱は他の異端者にばれる上、一般人は頑迷な異端者であることと確信しているのに、罰しない脆弱な司法制度は正義を全うしないと思われる危険もある)。

以上のようにまだ続くのだが、この理論の場合（実際に起ったかどうか不明であるが）にかぎって、つまり、無罪である可能性は皆無ではないまま（可能性は非常に低いのに）、火刑台に上る恐れが残っているこの場合になったどうなるだろうか。不運なことに最終的に本当に無罪であった場合、つまり異端者ではないのなら、天国に行くことが確証されていると Eymerich が説明する。殉教死が遂げられるから、また秘跡に与って死んでいけるから、カトリック信徒なら喜ばしいことである。ちなみに、世俗裁判なら、以上のような悩みはない。証拠は十分に揃ったから（自白を必要条件にしていないので）、法律を文字通りに適用して、死刑に送るのがよい。しかしながら、異端審問裁判の場合、通常の証拠の上、自白も得なければならないという追加の条件がある。また世俗裁判と違い、治安だけではなく被告人の回心と救いも視野に入れているので、以上の限界状況の場合、どうすればよいかという悩みが興味深い。なぜなら、以上の場合といっても、異端者であることはほとんど確実であるということになっているからである。証拠は十分あると想定される場合である（そうでなければ、解放になるか、拷問になるか、手続き法にはそうある）。でも、それでも、もしも自白はない場合、無罪である可能性が残っているので悩む。どれほど公正な手続きであったか見ることができる。なぜなら、実際に、このような案件が歴史上に出たのかは分からないが、どれほど被告人の霊魂を救おうとしたのかは明らかだろう。

Jean-Marie Carbasse, Histoire du droit pénal et de la justice criminelle（刑法史と刑事訴訟史）, PUF, Paris, 2014の100項、拷問についての項をも参照。宗教裁判より厳しかった世俗裁判においてですら、「拷問」にかけられる基準が満たされた場合（本論の前半にて触れた脚注44号を参照）、**現代フランスの重罪院が同じ案件を見たら「有罪」という判決を出すための証拠は十分に揃っていると Carbasse 氏が指摘する。要するに、中世の場合、「拷問」があった時、現代ではすでに「有罪」と判定される**ということになる。

Carbasse 氏はまた、以上のような取り調べは新しい証拠制の確立と相まって現れたとも説明する（本論の前半にて触れた脚注44号を参照）。

74　つまり、1252年以前に、インクィジション裁判での拷問は基本的になかった。

75　Bartolomé Bennassar, L'Inquisition espagnole XVe-XIXe（スペインのインクィジション、15-16世紀）, Hachette, 1994,35頁、104頁以降をも参照。ミシェル・フーコーですら、前近代の「拷問」は20世紀の全体主義体制による「取り調べ」と比較できないほど、酷くないと言っている。多くの意味で、一般的な拷問のイメージは中世期と関係がなく、現代の全体主義体制内で起こった「拷問」を過去に投

影するところがある。

また上記によると、スペインのインクィジションの場合、拷問は全期にわたって（15世紀末から19世紀初めまで）ほぼ使われていなかったとされている。

76　論文集、La douleur et le droit（痛みと法学）、PUF, Paris, 1997において、Jean-Marie Carbasse と Bernardette Auzary-Schmaltz の論文（13-14世紀における高等法院の史料に見られる痛みとその賠償について）を参照。世俗裁判に限っての論文になるが、そこに、中世期の拷問はどれほど制限されていたか、また乱用の場合にその司法官は罰せられて犠牲者には賠償があったことも紹介する論文である。

Antoine Astaing の論文（事前審問の痛みと鎮通剤について）をも参照。世俗裁判についての論文であるが、遅くともフランスの近代期に入って、医者も取り調べの時、立ち会うことが普通に見られた。

77　Marion Sigaut, 魔女狩りと宗教裁判（La chasse aux sorcières et l'inquisition), Kontre Kulture, 2014,p.77。Jean-Marie Carbasse, Histoire du droit pénal et de la justice criminelle（刑法史と刑事訴訟史), PUF, Paris, 2014、99-101、103、108項などを参照。証拠制との関係も興味深い。つまり、「拷問」といっても、「神判」という痕跡が強く、また現代なら有罪判決を出せるほどの証拠があるという前提である。それから、一切、精神的な圧力は禁止されて、数人が立ち会い、そのやり方と程度も規定されていた。また拷問をかける担当者は被告人に話してはいけない、目を合せてはいけないなどという規定もあった。それは、単なる身体上の苦痛にとどまるためであって精神的な圧迫は禁止されていた。

現代では過剰に身体上の苦痛を忌むところがあるが、前近代の欧州において、第一に霊魂が重んじられていることから、心の苦痛の方が酷いとされていた。

中世人からみると、現代になってから現れた「心理上」、精神上の圧迫などは身体上の苦痛よりも遥かにひどいものに見えるだろう（例えば、被告人だけではなく、その一族に脅威を与えるなり、被告人の名誉と評判を損なうなり、あるいは「狂気」との診断で精神病院において隔離させられ、薬が飲ませられるなど、あるいはその仕事または会社と名誉と評判を潰すなり、いろいろあり得るだろうが、このようなことは中世なら絶対に考えられない事柄であった）。

78　論文集、La douleur et le droit（痛みと法学）、PUF, Paris, 1997において、Bernard Durand の論文（司法官には心がないのか。拷問繰り返しの禁止について）を参照。世俗裁判では1498年のブロワー王令から、少しずつ拷問は制限されて、18世紀に入ると事実上にほとんどなくなっているという法律上と運用上の過

程が描写される。

79　近代期に入っていく、中世流の法理が揺るぎだした時、この原則は場合によって崩れることがあったが、16世紀まで、十分に守られていたとされている。Carbasse 氏上記。

80　脚注の62号を参照。

81　論文集、La douleur et le droit（痛みと法学）、PUF, Paris, 1997において、Eric Seizelet の論文（日本帝国における拷問と苦悩について。1868年から1945年まで日本での職権方式の手続き上の苦しみに関する規定）を参照しても明治時代以前の日本における拷問の在り方が要約されている。民事裁判でも使われたり、大罪なら必ず使われたり、キリシタンの容疑なら必ず使われたりして、中世欧州に比べられないほどに幅広く使われていたことがわかる。1879年になって正式に決定的に禁止されるようになった。ちなみに、日本前近代の手続き法はほぼなかったことから、前近代での「拷問」とは手続き上のことというよりもこのままに「極刑」になる傾向があるといえる。

82　上記『インクィジションとフランス南部社会、13－14世紀』においての Jean-Louis Biget 著の『Un procès d'Inquisition à Albi en 1300（1300年、アルビでのインクィジション裁判について）』。Bernard de Castanet 司教による1299-1300年の裁判についての紹介である。研究史上に、反教権の HC Lea によっても、教権支持の Vidal によっても、かなり非難された裁判である。つまり、3-4ヵ月で片づけられて、厳しい判決を下し、半分政治裁判になったという通説的な評価があった。Jean-Louis Biget はそれを調べなおした結果、公平な裁判であることという結論に至る。つまり、都政上の政治的な影響もあったにもかかわらず、判決が渡されたアルビ町の有力者たちは確かに異端者であるに違いないと結論するだけではなく、この裁判の厳しさは異端審問であったからではなく、アルビ司教は同時にアルビの領主でもあったので、その裁判においてより世俗的な影響は強かったと思われる。それはともかく非常に厳しいとされるこの裁判は結局どうなっていただろうか。被告人は35人いた。ほぼ全員、金持ちであるが、死刑になったのは0人である。24人は牢屋に投げ入れられたから、アルビには騒動が起こった。このような騒動があったので、当時からこの裁判に対する悪評が広まって、史料にものこって、現代の学界まで残ったということになる。

さらに面白いことに、非常に厳しいとされるこの裁判の際、拷問にかけられた被告人が多いと昔から推測されていたが、Jean-Louis Biget の調査の結果、35人の内に、3人ぐらい、拷問を受けた可能性があるとされた。つまり、立証的に史料

に基づいて拷問があったことを証明することすらできないで、拘留期間と取り調べの日付を調べることによって、拷問があっただあろうと推測される被告人は3人いるということになる。

最近まで、通説的に評価されていたこのような悪評の裁判ですら、意外と当時の基準に照らして公平で穏やかであったと思われるようになったぐらい、異端審問に対する見方は変わった。

83 火刑は欧州中世において一番重い刑罰であった。それはカトリックにおいて死者のよみがえり（身体を含めて）という信条があることから、火葬や死体を焼くなどは非常に忌まわしいことという共通認識があった。また劫罰の火も思い起こされている。

84 禁固（壁といわれていたが）といっても、「永続の禁固」ですら、スペインの場合、最大四年であった。Bartolomé Bennassar, L'Inquisition espagnole XVe-XIXe（スペインのインクィジション、15-16世紀）, Hachette, 1994, 38頁

85 「禁固」すなわち「刑務所」という刑罰は宗教上の刑罰であった。中世・近世の世俗裁判では禁固といった刑罰は存在しない（拘留所はあるかもしれないが、罰としての禁固はないという意味である）。なぜなら、修道院へ送り込むという発想に基づいて、一種の償いとしてみなされていたからである。この意味で近代刑法は禁固刑（懲役刑）が基本になったのもフランス革命以降である。また中世の禁固刑は近代の厳しい懲役とかなり違う印象を与える。Jean-Marie Carbasse, Histoire du droit pénal et de la justice criminelle（刑法史と刑事訴訟史）, PUF, Paris, 2014、163項。禁固刑の基本理念は被告人の改悛を促し、その赦しを可能にするためであるとして、刑罰を「罰」としてではなく、「治療」と見做している。このような刑罰に対する発想はカトリック教会生まれである。

裏を返せば、世俗国家はもともと宗教上の罰としてみなされていた懲役刑を取り入れて一般化した事柄を見て、「世俗化」の流れであるものの、国家の「教会化」あるいは「神聖化」を意味するとも考えられる。

86 また、女性なら、女性の修道院へ送られることに留まった。また中世期にて、禁固のために世俗権の協力は必要であった。

87 『薔薇の名前』と映画で Gui の悪魔的な人物像が描かれていることから、インクィジターが一般的に悪玉にされる傾向がある。ところが、その映画は史実から完全に外れている（また小説にも忠実ではない）。Bernard Guy（Julien Théry 訳）, Le livre des sentences de l'inquisiteur de Bernard Gui（Bernard Gui の判決集）, CNRS Edition, Paris, 2018, pVII を参照。その序文によると、**Bernard Gui の専**

門家 Julien Théry は映画を非難する。書籍の本について正しい像が書かれていると Théry が言っているが、ともかく、映画の方なら中世期の暗黒時代という神話を鵜呑みにするだけだというのは確かである。

88 Ibid,p.79　その上に、裁判にならず、そのまま赦された人数は歴史文献上で記されていないので正確に把握できないが、裁判が開かれる前に赦免された人数を入れたら死刑の率はさらに低くなる。ようするに、研究上の数字は「上限」だということになる。また、Jean-Louis Biget（論文集）, Hérésise et inquisition dans le Midi de la France（フランス南部における異端とインクィジション）, Picard, Paris, 2007, p.199をも参照。**後者によると、1308年 ~1323年の間、907件の判決が出された。その内、274件は減刑（つまり刑罰なしにおわる、あるいは宗教上の償いだけに終わる）、633件は判決を伴った。その633件の内、307件が禁固（その内31件だけ厳禁固）、153件は軽い刑罰、89件は死者に対して言い渡された。40件は欠席裁判ということで言い渡された。41件だけは世俗裁判に譲る（死刑、その内、Beguins4人、Vaudois7人、カタリ派30人）。一点、指摘しておこう。時に、死者を裁くこともあって、そして、異端者であった場合、その遺体を掘り出して、遺体あるいはその人型（人形）を火刑台に送った。その場合も、「火刑」と数えらえることもあるので、死刑の内の、結局、すでに死んでいる人の遺体を含むこともときどき間違って計算されることがある。**

89 例えば、Quercy という地方において、13世紀間、300案件余の宗教裁判の内、**世俗裁判に譲**られた案件数(つまり死刑執行を意味する)は8件だけであった。**3%以下だ。**次の引用はこの趣旨を示す。Albe Edmond. L'hérésie albigeoise et l'inquisition dans le Quercy（suite）（Quercy 地方においてのインクィジションとアルビ異端・続編）. In: Revue d'histoire de l'Église de France, tome 1, n° 4, 1910.p.427 « Voilà exposés sans phrases et d'une façon aussi objective que possible les faits qu'il nous a été possible d'étudier. Nous demandons qu'on veuille bien les juger de même, non pas avec les sentiments d'aujourd'hui, mais en se plaçant autant que possible au point de vue des idées d'un temps si éloigné de nous. Les évêques de Cahors n'ont rien gagné, sauf peut-être-quelques hommages sans aucune conséquence pécuniaire, à toutes ces perturbations religieuses et politiques. Au contraire, les troubles excités par l'hérésie et par la guerre ont été pour eux l'occasion de dépenses extraordinaires qui les ont forcés plus d'une fois à aliéner les biens d'Église entre les mains de leurs banquiers, lombards ou caorsins 1. »

« Nous avons dit par ailleurs que, du moins par ce que nous en pouvons savoir, la répression de l'hérésie n'avait pas été chez nous bien sévère. Sur les huit cents noms que nous aurions pu citer, **six hérétiques seulement ont été livrés au bras séculier en plus de deux siècles**（二世紀間に、世俗の腕に譲られた異端はは６人のみいる）, une vingtaine à peine condamnés à la prison perpétuelle. Et sans doute nous ne savons pas tout, mais c'est avec moins encore que je n'ai pu trouver moi-même qu'on a porté des jugements sur l'inquisition en Quercy.» p.428 « **Jamais notre pays ne fut actif et riche comme pendant ce xiiie siècle et les premières années du xive**（13世紀と14世紀の最初の間はこの地方［Quercy］が歴史上に一番繁栄して発展していたのである。）. Ce n'est pas la guerre contre les Albigeois qui devait ruiner le Quercy, ce n'est pas la sévérité des inquisiteurs qui devait mettre la torpeur dans les âmes, c'est la guerre de Cent ans qui devait accumuler toutes les ruines à la fois; et quand, péniblement 3, les Quercynois commençaient à se relever et la prospérité à revenir, les guerres de religion arrivèrent pour produire cette fois la ruine définitive. Jamais plus le Quercy n'a retrouvé sa richesse et sa vaillante activité d'autrefois. Mais cela n'a aucun rapport, même lointain, avec l'Inquisition du moyen âge.»

90 例えば、インクィジション裁判が設立された前の12世紀後半から、現地の有力者Maurandという貴族の異端と訴訟がある。当時の当主は厳しく処刑されたものの、Maurand家自体は多くの異端者がいたにもかかわらず、何とかトゥールーズにおける高い地位を保てた。 Mundy John. Noblesse et hérésie. Une famille cathare : les Maurand（貴族と異端。カタリ派の一族、Maurand家）. In: Annales. Economies, sociétés, civilisations. 29e année, N. 5, 1974. pp. 1211-1223

91 Bartolomé Bennassar, L'Inquisition espagnole XVe-XIXe（スペインのインクィジション、15-16世紀）, Hachette, 1994,63頁以降。スペインのインクィジションの場合、最低1割の被告人は聖職者であり、場合によって25％などの事例もある。古代から異端者、あるいは戒律を破る者は特に聖職者なので、異端審問という制度は教会内の犯罪を咎めるためにもかなり役立った。

92 事例は非常に多いが、次の個別論文だけ見ても、Caunesという都市では弁護士、司法官、聖職者、司祭、王官でさえ起訴されていた。また、個人というよりも、家族単位で異端が広まった現象も見てとれて、家長だけが処刑されることによって遺族の命は守られたりした（連座制のようなことは一切なかった）。

Roche Julien. Caunes-Minervois et l'hérésie cathare（Caunes-Minervois 都市とカタリ異端）. In: Archéologie du Midi médiéval n° 6, 2010. L'abbaye et le village de Caunes-Minervois（Aude）. Archéologie et Histoire. pp.p.111 « Au total, ce sont six familles de Caunes qui semblent assez généralement touchées par l' hérésie. L'ensemble des attestations conservées permet de connaître cinquante-trois personnes qui ont eu des liens avec les bonshommes, assistant à des consolaments et adorant les ministres cathares. Ces cinquante-trois noms correspondent sans doute à une vingtaine de familles différentes. Si l'on en croit les sources conservées, l'hérésie est bien vivante à Caunes dans les années 1270.

L'origine sociale et la profession des personnes incriminées sont souvent inconnues. Quelques attestations permettent néanmoins de penser que le catharisme n'est pas cantonné, à Caunes, aux couches les plus basses de la société en cette fin de XIIIe siècle. A côté d'un Bernard Isarn de Caunes, foulon de profession, figurent en effet des hommes d'Eglise – Etienne Coutelier, chapelain, Bernard Nègre et Sicard Imbert, prêtres de Caunes –, des avocats – Raymond Darrias et Pierre Raymond –, un notaire – Pierre Dourte – et même un officier royal – Pierre Nègre, le viguier de Caunes. »

93　スペインのインクィジションの場合もまったく同じである。Bartolomé Bennassar, L'Inquisition espagnole XVe-XIXe（スペインのインクィジション、15-16世紀）, Hachette, 1994,63頁以降、69頁。高等貴族と聖職者も被告になった。有力の故に守られることはないと皆知っていた。

94　フランス南部にはユダヤ教徒が多くいたが。異端審問と無縁であった。

Marion Sigaut, 魔女狩りと宗教裁判（La chasse aux sorcières et l'inquisition）, Kontre Kulture, 2014,p.80

Nicolas Eymerich（Louis Sala-Molins 編集）, Le manuel des inquisiteurs（審問官指針）, Albin Michel, Paris, 2001をも参照。厳密に言うと、その指針を読む限り、洗礼者ではない人をさばくことは完全に無理でもないという意見が当時の法律家と神学者の間にあったことがわかる。ユダヤ人あるいはイスラム教徒を起訴することは理論上に可能である（実際はあったかどうか別として。現時点、文献を読み込んだ限り、このようなケースは見当たらない）。ただし、カトリック信徒と同じようにさばくわけではない。つまり、次の条件がある。例えば、ユダヤ教には、キリスト教の真理と共有する部分がある（例えば、創造主の神）。で、ユダ

ヤ教において正式に肯定されるカトリック信条を対象にのみ裁かく事が可能だとされている。またそのユダヤ教徒はその信条を否定しても、ラビなどは裁かないままであった場合に限って、社会上の弊害が確認された場合、インクィジターが手を出すことは理論上に可能であるとされていた。しかしながら、もちろん、ユダヤ教の信仰にはない他のカトリック信条について、対象外であるとされている。

95 Bartolomé Bennassar, L'Inquisition espagnole XVe-XIXe（スペインのインクィジション、15-16世紀）, Hachette, 1994と Jean Sévilla, 画期的な闘士なる著作叢（Ecrits Historiques de combat – Historiquement incorrect）, Perrin, Paris, 2016と Joseph de Maistre, スペインの特別捜索裁判（L'inquisition espagnole）, Chez Méquignon fils aîné, Paris, 1822. から主に紹介する。後者のメーストルに関して、詳しく他稿に譲るが、非常に貴重な貢献を彼が残した。

96 Sixte6世教皇の Exigit sincerae devotionis 勅書によってスペイン国王が特別国立裁判を設けることを許可する。

97 厳密に言うと、中世のインクィジションとスペインのインクィジションの共通点はまさに訴訟手続き法にある。Raymond de Peñafort などの功績によっても、アラゴン王国を経て、スペインのインクィジションの訴訟制は継承されたが、王立の裁判であるという点において中世期のインクィジションと異質である。Bartolomé Bennassar, L'Inquisition espagnole XVe-XIXe（スペインのインクィジション、15-16世紀）, Hachette, 1994、13頁以降。

98 半島のみ。中南米の副王国においてもインクィジションはおかれていた。ポルトガルにもあった。1580年から、スペイン王はポルトガル王位にも就いて、1640年まで両国は同じ王を仰いだ。

99 Bartolomé Bennassar, L'Inquisition espagnole XVe-XIXe（スペインのインクィジション、15-16世紀）, Hachette, 1994、40頁以降。また Jean Dumont, L'« incomparable » Isabelle la Catholique（「無比」なるカトリック・イサベル）, Criterion, Paris, 1992の第四章をも参照。裁判所の設立の年は一律ではないので、16世紀末となって、16か所となる。

100 Bartolomé Bennassar, L'Inquisition espagnole XVe-XIXe（スペインのインクィジション、15-16世紀）, Hachette, 1994、75頁以降

101 カトリック・イサベルについて、スペイン15、16世紀の大専門家である Jean Dumont, L'« incomparable » Isabelle la Catholique（「無比」なるカトリック・イサベル）, Criterion, Paris, 1992を参照。ユダヤ人追放令などについて、特に第五章を参照。要約すると、当時のスペインでは使徒時代から多くのユダヤ人が

いたが、11世紀から徐々にカトリックへ回心していった。欧州の他の国々と違い、スペインでは高等貴族や貴族社会との婚姻によって、「Conversos」はスペインの社会と融合していった。例えば、フェルナンド王自身にユダヤ族の血統が入っている。Conversos には熱心なカトリックも多く、16世紀全般のカトリック改革を推進して、スペイン文化の建築に貢献した他、聖人（Avila）、異端審問官（Torquemada）、文芸人などの大人物も多かった。

問題は、回心していないユダヤ民も15世紀後半になると増えた。なぜなら、11世紀から欧州の諸国からユダヤ人が相次いで追放された結果、寛大的に接触していたスペインに殺到するようになった。そして Conversos との接触も増えて、王室の周りにまで、破壊運動に加わったり、受洗者でありながらユダヤ教に帰依したりする Conversos の事件が増えた結果、インクィジションとユダヤ人追放令に繋がった。

カトリック・イサベルが敷いたのは、トレント公会議によるカトリック改革（16世後半）に先立っての前身のような改革がスペインなどで敷かれた（例・腐敗していた司教職を改革して、改善を図った）。

102　厳密に言うと、19世紀までにスペインの統一は実現しなかった。それぞれの王国は別々の王位を持ち、別々の王位継承法をもち、違う特権（Fueros）と違う慣習法を持っていた。それ以降のスペイン国王の正式な称号は「諸々のスペインの国王」であったことに見られるように、近代的な「国民国家」という発想は存在しなくて、封建制のままであった。例えば、カトリック・イサベルが亡くなってから（1504年）、カール5世のカスティーリャ王位への即位まで（1516年）、スペインはまだ統一されていなくて政治的に不安定な時期を経験した。

Benassar という研究家の代表的な研究はスペインのインクィジションに至った経緯を振り返る検討もある。14世紀から百年以上に何度も元ユダヤ人が偽って回心してそのまま元の儀式を続行しつづけていた。そのため、一般人がユダヤ人に対する暴動を起こす傾向があって、公安の問題になりつつあった中に、人々の「私刑」にならないように、スペイン国王はその特別国立裁判所の設立を望んだ。また、ユダヤ系の人々とイスラム系の人々との取り扱いは全く違って、インクィジション裁判の対象外であった（イクィジションは受洗者をのみ対象にできるので）。カトリック信徒だと偽っていた隠れユダヤ教徒に対してより厳しい体制であった史実がある。次の引用は隠れユダヤ教徒こそはスペインインクィジションの一番対象だったという趣旨が示される。Bennassar Bartolomé. Un phénomène historiographique : l'accélération des recherches sur l'Inquisition espagnole ;

enjeux et débats.（歴史学史上の現象。スペインのインクィジションに関する研究の増加。現状と展望）In: Histoire, économie et société, 1983, 2e année, n° 3. p.368 «Rappelons au médiéviste philosophe que des Juifs convertis（et donc susceptibles de rejudaiser), il en existe beaucoup en Espagne depuis les prédications de saint Vincent Ferrier, et plus encore depuis les grands «pogroms» de 1391. Pourquoi Rome, s'il s'agit de Rome, a-t-elle attendu un siècle de plus pour s'en occuper ? Et je me cabre d'autant plus que nous touchons ainsi au cœur du débat. Car je prétends que l'Inquisition espagnole, au service d'un Etat de plus en plus identifié avec les idéaux «vieux-chrétiens», fut avant tout l'instrument d'un antisémitisme profond né dans l'inconscient collectif de masses populaires battues par les Juifs dans la concurrence économique et sociale.

Et il ne sert à rien de se voiler la face. Aucune autre catégorie n'a payé, devant l'Inquisition, le prix de flammes et de sang qu'ont payé les Juifs d'Espagne. Et que l'on ne dise pas que cela tient à l'époque, au fait que les convertis «rejudaisants» ont affronté l'Inquisition au temps de sa plus atroce rigueur（1478-1530）. Car, après, lorsque le Saint-Office s'humanise un tant soit peu, ce sont toujours les Juifs qui paient le prix fort, même lorsque sont venues les foules luthériennes et morisques, même en plein XVIIème siècle, lorsque l'Inquisition ne brûle presque plus personne.»

同論文において、死刑になる可能性の高い容疑者は圧倒的に隠れユダヤ教徒であった他と紹介されている。また、女性より男性の方が圧倒的に多く告訴されているとも。

103　Jean Dumont, L'« Heure de Dieu » sur le Nouveau Monde（新世界での「天主の時」), Fleurus, Paris, 1991を参照すると、スペインと教会との特別な関係は明らかになる。アメリについてもスペインにおいても、教皇は使徒的活動に関して王に全権を任せた。

104　この後者の理由は、インクィジション裁判の第一の存在理由になる。社会の信仰へ弊害がない限り、裁判を設けることがない。普通に宗教次元にとどめればよい。インクィジション裁判のそもそもの理由は社会を守るためである。裁判だからである。しかしながら、インクィジション裁判の場合、どうしても被告人の救霊が全力で求められるので、世俗裁判と違う特徴を持つ。

105　異端罪は法律上でいうと、大逆罪相当の罪としての位置づけであった。つまり

スペインでは異端罪は大逆罪ほど社会を覆しうる犯罪として取り扱われているということなのだ。次の引用はこのことをわかりやすく示しているので掲載することにした。Vauchez André. Le Credo, la Morale et l'Inquisition（信経、道徳とインクィジション裁判）. In: Archives de sciences sociales des religions, n° 35, 1973. p.185 « Définie en termes juridiques comme un crime de lèse-majesté l'hérésie est dès lors considérée comme une menace contre ordre social sanctionnée par le bannissement la prison ou la mort De ce fait la charge de la réprimer incombait en premier lieu aux pouvoirs civils auxquels les papes ne cessèrent de rappeler leurs obligations en ce domaine Ce n'est que lorsque leur défaillance fut devenue évidente que Eglise créa son propre tribunal Inquisition agissant par délégation directe de autorité apostolique 1233 »

106　俗のたとえをとると、ある会社に勤める正社員が、こっそりと隠れて競争社のために働く場合に近い。当然に会社がその正社員を咎める。もし競争者の従業員である場合、競争社のために働くのも当たり前であり、いかんともしがたいというような感覚だといえるだろう。

107　教皇 Boniface VIII によって決められていた。それはあくまでも当事者の保全のためであった。Escamilla-Colin Michèle. L'Inquisition espagnole et ses archives secrètes（XVe-XVIe siècles）（スペインのインクィジションとその秘密資料・15-16世紀）. In: Histoire, économie et société, 1985, 4e année, n° 4. p.443 « Boniface VIII « Nous devons reconnaître que les souverains pontifes ne sont pas unanimes à ce propos. Les uns ont décrété que ces noms ne sauraient être publiés en aucun cas. D'autres ont prévu des cas dans lesquels ces noms seraient rendus publics. **Mais Boniface VIII a statué définitivement à ce propos : nous ordonnons et statuons - dit Boniface VIII — que si, compte tenu de la puissance des personnes accusées, l'Inquisiteur et l'évêque jugent que par la publication des noms des délateurs ou des témoins, ceux-ci peuvent se trouver en grave danger, ils ne publieront pas ces noms. Mais s'il n'y a pas de danger spécial, ces noms seront publiés, comme dans les autres juridictions.** » »

108　細かい手続きの全体図に関しては、次の論文を参照。また図式を付属資料として載せることにした。Dedieu Jean-Pierre. L'Inquisition et le Droit: analyse formelle de la procédure inquisitoriale en cause de foi（インクィジション裁判と法学。信仰犯起訴における起訴様式の形式上の分析）. In: Mélanges de la

Casa de Velázquez, tome 23, 1987. pp. 227-251。また Nicolas Eymerich（Louis Sala-Molins 編集）, Le manuel des inquisiteurs（審問官指針）, Albin Michel, Paris, 2001をも参照。16世紀のコメントも入っているから、16世紀中葉のスペインのインクィジションの手続き上の様子も確認できる。

109 例えば、個別研究によると、プロテスタント主義の異端裁判は効率的でありながら、少なくなく寛大であった。トレドの16世紀において、プロテスタント異端で告訴された案件は59人に上ったが火刑になったのは二人だけであった（その他、三人の人形が身代わりに焼かれた）。Wagner Christine. L'Inquisition de Tolède face au protestantisme au XVIe siècle（16世紀においてのトレドのインクィジション裁判とプロテスタント主義）. In: Revue d'histoire et de philosophie religieuses, 74e année n° 2, Avril-mai-juin 1994. pp. 153-169

110 Pierre Chaunu, Eglise, Culture et Société（教会、文化と社会）, SEDES, 1981.

111 また、Chaunu に続いて、Bartolomé Bennassar, L'Inquisition espagnole XVe-XIXe（スペインのインクィジション、15-16世紀）, Hachette, 1994においても数字は再検討されて、同じ結論に至る。さらに言うと、**1500年以降に死刑はほぼなくなっていたことも示される。**

112 Jean Sevilla（監督）, L'Eglise en procès（裁かれているカトリック教会）, Tallandier, 2019, p.170. 1758年から1770年まで、死刑は二人だけだ。また、刑罰の執行は公開しなくなった。また、同 p.173. 一番酷評される捜査官 Torquemada（1420-1498年）に関して、実際の資料を見ると非常に忠実な正しい聖職者であったと直近の研究によって明らかにされている。

113 Jean Sévilla, 画期的な闘士なる著作叢（Ecrits Historiques de combat – Historiquement incorrect）, Perrin, Paris, 2016 , p.90

114 しかも、ヴァチカンにおける資料も公開されているので、これからの研究の余地は随分あり、発展していくだろう。Carvacho René Millar, Dedieu Jean-Pierre. Entre histoire et mémoire. L'Inquisition à l'époque moderne : dix ans d'historiographie（歴史と記憶の間に。近代期におけるインクィジション。10年間の史料編纂）. In: Annales. Histoire, Sciences Sociales. 57e année, N. 2, 2002. p.350« Organisme judiciaire relativement homogène et centralisé au niveau de la Chrétienté tout entière - le pape est, en fin de compte, le seul inquisiteur et, juridiquement, les autres agents du tribunal ne sont que ses commissaires -, appliquant un droit et des méthodes similaires dans des contextes politiques et sociaux aussi dissemblables que l'Espagne, l'Italie, l'Amérique, le Portugal

ou les Pays-Bas méridionaux, touchant en outre des milieux culturels variés, l'Inquisition nous met en état de mesurer les capacités de réactions des systèmes locaux face à un stimulus commun, révélant ainsi leurs caractères propres. Elle a laissé une documentation considérable qui éclaire tous les aspects de son action et permet, à condition de respecter de strictes règles d'usage, de combiner les niveaux d'analyse comme il est rarement donné de le faire. Il existe, enfin, une communauté de spécialistes bien identifiée. Toutes les conditions paraissent réunies pour des études transversales et comparatives »

115　一例を挙げよう。大航海時代において、外国での日本人の行方を追うためにもインクィジション載議事録は基本的な史料となっている。ルシオ・デ・ソウザ（訳・岡美穂子）、『大航海時代の日本人奴隷』、中央公論新社、2021。

116　例えば、メキシコにおける当時の社会像を掴むためでも、インクィジションの作成した資料は貴重である。Baudot Georges. La population des villes du Mexique en 1595 selon une enquête de l'Inquisition（インクィジションの捜索によって知られている1595年のメキシコの町々の人口について）. In: Cahiers du monde hispanique et luso-brésilien, n° 37, 1981. pp. 5-18

117　一例だけを挙げると次の論文がある。要約すると、それほど過激的な啓蒙思想家でもないはずのモンテスキューですら、インクィジションについては、史実を無視して、感動させる雄弁的な話を述べているだけであることが確認されるという研究である。また、インクィジションを評価するには、社会制度と司法制度は国民の自由を保護すべきだというというのがその立場であると。ということは、モンテスキューはあえて信仰の問題と制度の公平さを無視したということになる。Erhard Jean. Montesquieu et l'Inquisition（モンテスキューとインクィジション裁判）. In: Dix-huitième Siècle, n° 24, 1992. Le matérialisme des Lumières. pp. 333-344

p.337 « une éloquence d'autant plus efficace que, renonçant à la dénonciation directe à laquelle il avait d'abord pensé, Montesquieu choisit de s'en tenir ici à une fiction doublement émouvante » p.338 « La condamnation vigoureuse qu'il porte contre elle est inséparable de l'idée qu'il se fait et d'un système pénal et d'un système social propres à garantir la liberté des citoyens. »

118　面白いことに、私が調べた限り、スペインのインクィジションに対して否定的な論文は少ないだけではなく、否定的な論文を見ても以上のような史実を否定

できないままに、結論の部分においてだけ根拠もない批判を述べる傾向がなくはない。あるいはスペインのインクィジションについて悪い印象をづけるための工夫もみられる。例えば一般書なる Louis Sala-Molin 訳の Nicolas Eymerich (Louis Sala-Molins 編集), Le manuel des inquisiteurs（異端審問指針), Albin Michel, Paris, 2001を見たらその序文も名句の選別もぎりぎり改竄に近い方法を採用して書かれている。それについて、次の論文、「その三」において紹介することにする。

例えば、典型的な一例は次の論文であろう。Merlo Grado Giovanni. Coercition et orthodoxie : modalités de communication et d'imposition d'un message religieux hégémonique.（強制と正統。覇権的な宗教的なメッセージの押し付けと宣告方法について）In: Faire croire. Modalités de la diffusion et de la réception des messages religieux du XIIe au XVe siècle. Actes de table ronde de Rome（22-23 juin 1979）Rome : École Française de Rome, 1981. pp. 101-118.（Publications de l'École française de Rome, 51

119 Bartolomé Bennassar, L'Inquisition espagnole XVe-XIXe（スペインのインクィジション、15-16世紀), Hachette, 1994の前書きを参照。また、近代訴訟に行われる心理検査、科学調査といった要素も見られる。また非常に寛大であり、正確な裁判であったとも評価しているほどである。Bennassar 氏はフランスにおいてスペインのインクィジションの大権威者である。

120 個別論文において取り扱っている多くの事例では、結局、インクィジション裁判が上手く機能して、公平に裁いて秩序と信仰を保ちながら寛大であり、人々の権利を保護した全体図が見えてくる。略式裁判もせず、手続き然りと、記録然りと、定期的に上からの現地調査（臨検）で悪用・乱用を防いでいたなどである。面白いことに、研究家は無関心であり、あるいは反教権であった場合でも、インクィジションの公正さ、公平さ、正確さを認めている意味は重い。例えば、Alberro Solange Behocaray. Inquisition et société : rivalités de pouvoirs à Tepeaca（1656-1660）（社会とインクィジション裁判。Tepeaca における権力闘争・1656-1660年). In: Annales. Economies, sociétés, civilisations. 36e année, N. 5, 1981. pp.779 « Le rôle joué par l'institution inquisitoriale dans cette affaire est remarquable. Elle procéda avec la lenteur et la méticulosité qui lui sont coutumières à la vérification des informations et très vite nous avons vu prit les mesures nécessaires en vue assurer objectivité des démarches. Une fois que l'innocence de Domingo Marquez fut établie confirmée par examen

effectué par un chirurgien qui certifia que Alguazil Mayor était pas circoncis elle la proclama publiquement et poursuivit les faux témoins manifestant par là elle était consciente du rôle on avait voulu lui faire jouer et elle refusait. »

121　例えば、長らくスペインのインクィジションの資料を調べてきた次の研究家は全員、インクィジターたちや制度としてのインクィジションの真面目さと冷静さと客観的な判断力を認めている。面白いのは、そもそもインクィジションに対して消極的な批判的な態度を持っている研究家であるということなので、なおさら説得力のある貴重な言及だと思われる。Tellechea Idígoras J. Ignacio, Wagner Christine. Profil théologique du protestantisme castillan du XVIe siècle. Un mémorial inédit de l'Inquisition（1559）（16世のカスティーリャにおけるプロテスタント主義の一般像。初めて発見されたインクィジションの調査報告書 -1559年）. In: Revue d'histoire et de philosophie religieuses, 63e année n ° 1-2, Janvier-juin 1983. Luther et l'Europe. p.126

« Le problème actuel d'invention et d'interprétation peut se comparer à celui qui s'est posé aux inquisiteurs d'alors. Comment pouvaient-ils connaître l'identité idéologique réelle du phénomène, en principe secret et caché, du crypto-luthéranisme castillan ? Nous savons qu'une délation spontanée initiale déchaîna tout l'appareil inquisitorial 3. On procéda d'abord à la détention et ensuite l'accusation de presque tous les coupables présumés. Dans leurs procès, on suivit la démarche réglée par le droit inquisitorial : accusation fiscale initiale appuyée sur les témoignages oraux ou écrits, interrogatoires, preuves, répliques, recours en payement, allusions et reproches, sentence.

Les déclarations progressives des prisonniers aidaient à démêler l'écheveau et grossissaient les charges contre d'autres incarcérés. De plus, a découvert quelques livres qui circulaient secrètement entre les initiés et probablement beaucoup d'entre eux ont dû disparaître alors par le L'historien doit se montrer prudent devant cette documentation. peut naturellement y avoir des aversions ou des haines dans les délations, chez des témoins libres ou chez les accusés, désespérément soucieux de leur propre défense. Malgré tout, il serait excessif et même puéril de supposer que tous mentent ou inventent tout : inquisiteurs, témoins, accusés. Même avec des marges raisonnables laissées à la fantaisie ou à l'aversion, la documentation, lue sereinement, oblige à conclure à une objectivité

fondamentale. Pour les mêmes raisons, de documents semblent offrir une garantie suffisante pour fonder un essai de description du profil du noyau doctrinal du protestantisme castillan et de l'esprit individuel ou collectif, qui soufflait parmi les participants de cette crypto-Eglise avant sa découverte.»

122 当然ながら、教皇庁の直轄の領地では教権立のインクィジションはずっと存在し続けた。先行研究を見る限り、非常に寛大な裁判所であった。制度上で言うと中世期のスペインのインクィジションと同じである。なるべく、弾劾を避けて、和解あるいは回心と霊的な進歩を促すためにあった。

Romeo Giovanni. Confesseurs et inquisiteurs dans l'Italie moderne : un bilan（近代期のイタリアにおける聴罪司祭とインクィジター）. In: Revue de l'histoire des religions, tome 220, n° 2, 2003. pp. 153-165を参照。インクィジターは聴罪司祭から証言を求めようとしても結果として告解の秘密は厳格に守られて、インクィジションが告解の秘密を犯せなかった。それは教皇の承認の上の状態であった。つまり、社会に対する危険性があった場合、公的な信仰に対する破壊力の強い危険性があった時、弾劾せざるを得ない時に弾劾するが、それでもあらゆる手段は捉えられたわけではない（告解の秘密は絶対だった）。ほとんどの場合、ローマのインクィジションはそうではなく寛大に霊的な進歩を大切にして、目をつむ瞑った案件が多い。p.153 « Le refus d'absoudre les fidèles qui s'accusaient en confession d'un péché/délit contre la foi s'ils ne se présentaient pas auparavant à un juge du Saint-Office pour se dénoncer eux-mêmes et dénoncer leurs complices garantit aux évêques et aux inquisiteurs, dans l'Italie du XVIe siècle, un instrument d'enquête précieux. Il existe pourtant, pour toute l'époque moderne, des doutes sur l'efficacité réelle de ce nouveau mécanisme. L'examen de nombreux documents inédits, provenant surtout des archives de l'Inquisition romaine et de la Congrégation des Évêques et des Réguliers, montre que l'objectif de garantir la liberté et la facilité de la confession prévalut en Italie sur les exigences du Saint-Office. » 以上の引用の趣旨は、つまり、厳密にいうと、インクィジション裁判が捜査の際、異端罪に限って告解の中身を要求することができるとなっていたとしても、それを実行することは現実上になかったこと、いやできなかったことだと示す論文である。例えば、インクィジターであった司祭は告解を聞くことが禁じられていた。また多くの制限が課せられた。告解の秘密が絶対に守られているようにされていた

ということだ。以下の引用も以上の趣旨を示している。

p.159-160 « En premier; lieu, une rigoureuse réglementation restreint les possibilités d'utiliser la confession à l'avantage du Saint-Office. La Congrégation interdit aux inquisiteurs de confesser9, d'examiner les confesseurs des enquêtes10 et d'admettre les dénonciations concernant les délits contre la foi révélés en confession ; aux prêcheurs de divulguer en chaire les faits couverts par le secret de la confession12 ; aux confesseurs de témoigner à décharge des pénitents, même avec leur autorisation, et de faire répéter aux fidèles, après l'administration du sacrement, les hérésies révélées au cours de la confession, dans le but de les dénoncer eux-mêmes aux inquisiteurs ; aux évêques d'éviter, personnellement et pour leurs plus proches collaborateurs, le cumul du rôle de confesseur et de celui de juge du Saint-Office14. »

p.160 bon exemple « En outre, les juges qui contraignent à collaborer des prêtres tenus au secret sont sévèrement punis. La trace la plus révélatrice de cette sensibilité vient d'une; décisions adoptée; en 1620. L'inquisiteur de Tortona; dans le Piémont, avait intenté un procès contre : un; prêtre auquel- il; imputait deux accusations : il n'avait pas incité à comparaître en justice un pénitent qui lui avait présenté une écriture, magique en confession, et, non content de cela, il avait déclaré, malgré les sollicitations de l'inquisiteur, qu'il ne voulait pas violer le sceau du sacrement. Le cas, passé , à la Congrégation du Saint-Office, comme tous les procès d'une certaine importance, fut considéré par les . juges romains í comme le fruit d'un très grave abus de l'inquisiteur. Licenciement sur-le-champ pour lui et acquittement pour le confesseur: telles furent les conclusions de l'affaire15. »

p.164 « Garantir la liberté de la confession s'impose déjà comme un des : objectifs : fondamentaux de la Congrégation des Évêques et des Réguliers vers la fin du xvie siècle : tout île contraire de ce qui aurait été nécessaire pour assurer le bon fonctionnement du réseau de relations en- direction' du Saint-Office, ou au moins un filtre efficace des fidèles, à travers les contrôles sur le précepte pascal: »

« II est t évident alors que la construction d'un rapport organique et durable entre confesseurs et inquisiteurs fut bloquée en Italie par, d'insurmontables obstacles.. La verbalisation des interrogatoires des pénitents que de petites

patrouilles de confesseurs zélés n'avaient! pas absous fut en Italie le passe-temps obligé de beaucoup de juges : du i Saint-Office, mais ce : fut! seulement: pour un certain i temps ; qu'en découlèrent : de , véritables suites judiciaires. Qui plus est, l'irrésistible succès des jubilés et du modèle jésuite de. la confession -.fréquente, en1 dehors des, paroisses, et le choix,. très répandu, d'un directeur spirituel rendirent problématique pour les curés, déjà au XVIe siècle, le contrôle des confessions pascales. »

123 Joseph de Maistre, スペインの特別捜索裁判（L'inquisition espagnole), Chez Méquignon fils aîné, Paris, 1822, p.6

124 次の論文の際に、詳しい説明を譲るが、簡単な説明を施そう。基本的にハンナ・アーレントの定義に従う。またフランス革命の先行研究にもよりながら、橋川文三、ナショナリズム、ちくま文芸文庫、東京、2015にもよる。
観念論あるいは理想論に基づくイデオロギーを抱き、国民をはじめ諸制度全般を支配しようとする政治を指す。フランス革命の恐怖政治をはじめ、ナチス、共産党による独裁政治などをさす。基本的にハンナ・アーレントの研究による定義である。

125 「異端」とは過去の問題ではなく、現代まで影響を及ぼしている。例えば、中世期のフィオーレのヨアキムはヨアキム主義という異端を主張した。いわゆる「千年王国思想」、または「終末論」のような思想であるが、異端として判決を受けた。しかしながら、時代に時々復活したりして、長く影響を及ぼした。16世紀、スペイン領アメリアにも確認された他、20世紀のナチス思想と深くかかわっているのはヨアキム主義であることも明らかになっている。Jean Dumont, L'« Heure de Dieu » sur le Nouveau Monde（新世界での「天主の時」), Fleurus, Paris, 1991、154-155頁（先行研究はそこに整理されている)。